

令和6年

区民委員会会議録

とき 令和6年2月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会区民委員会

日 時 令和6年2月26日(月) 午前10時00分～午後0時56分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第3委員会室

出席委員 委員長 西村直子 委員 えのした正人
委員 あくつ広王 委員 山本やすゆき
委員 藤原正則 委員 せらく真央
委員 横山由香理

欠席委員 副委員長 石田ちひろ

出席説明員 川島地域振興部長 宮澤地域活動課長
河合生活安全担当課長 中西八潮まちづくり担当課長
(八潮地域センター所長事務取扱)
吉野戸籍住民課長 小林商業・ものづくり課長
廣田文化スポーツ振興部長 篠田参事
(文化観光課長事務取扱)
三井スポーツ推進課長 長尾建築課長

○午前10時00分開会

○西村委員長

ただいまより区民委員会を開会いたします。

本日はお手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

石田ちひろ副委員長は本日欠席とのご連絡をいただいております。

また、議題に関連し、建築課長にご同席いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 議案審査

第17号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

○西村委員長

初めに、予定表1の議案審査を行います。

第17号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野戸籍住民課長

私から、第17号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。

1の改正の背景です。令和6年3月1日、改正戸籍法が施行されます。この法改正により、全国市区町村の戸籍システムを連携して、戸籍の広域交付や戸籍の電子証明書識別符号等の交付が可能となります。この件に関しましては、前回1月22日にも当委員会でご報告いたしました。今回は広域交付等の各種証明書等の交付手数料を規定させていただきたいと考えております。なお、3月1日より開始します広域交付の証明書ですけれども、戸籍住民課、各地域センター、行政サービスコーナーで交付が可能で、交付時間は平日の8時半から17時までとなります。

次に、2の改正概要です。広域交付証明書等の手数料の額は、今回、本法改正の日に合わせて公布された「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」と同額で規定しております。また、改正戸籍法の条文に照らして用語も統一させていただきました。

次に、3の条例の新旧対照表です。お手数ですが、新旧対照表をご覧ください。今回改正する部分は赤字で記載しております。

最初に1ページ目、別表(1)、組織改正により、「総務部関係」から「企画経営部関係」に名称を変更しております。

次に、別表(2)地域振興部関係です。こちらは2ページからになりますが、修正部分は4ページから8ページまでになります。広域交付の戸籍等証明書、それから電子証明書提供用識別符号発行、届書等情報内容証明書、届書等情報内容閲覧の手数料を設けている点と、「戸籍の全部・個人・一部事項証明書」等の語彙は「戸籍証明書」に統一しております。

次に、9ページからの別表(5)都市環境部関係では、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律などの法令名称の変更に反映する規定整備を行います。

最後に4の施行期日です。別表(2)の地域振興部関係につきましては、令和6年3月1日から施行し、別表(1)の企画経営部関係と、別表(5)の都市環境部関係の改正規定は、同年4月1日からの

施行になります。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件のうち、戸籍住民課所管部分は1月22日の当委員会における報告事項「戸籍法改正（令和6年3月1日施行）による戸籍事務の変更について」にて、このたびの条例改正に関する部分の説明がございましたので、そのときの内容も踏まえた上で質疑をお願いしたいと思います。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○あくつ委員

以前の委員会でもご説明があったということで、3月1日から広域交付がスタートするというので、それにまつわる全国一斉の制度の条例改正であるということで理解をいたしました。

幾つか確認をさせてください。これは法律のことで、私はよく分からないことで、少し見てみたのですが、調べきれなかったのですけれども、なぜ3月1日からの法令改正なのかということ。新年度が4月から始まるから、恐らくそういったところでの手続きが増えてしまうために3月にしたのかなどと思っはいるのですけれども、それは何か説明が国のほうからあったのかどうかということが一つ。

それと、今回の広域交付、いわゆる本籍地が異なる場所での戸籍証明書の交付ということはよく分かったのですが、今回のこの戸籍電子証明書提供用識別符号について、前回の委員会でも若干のご説明があったと思うのですけれども、これも新しい制度と聞いていますが、どのような制度で、どのようなメリットが国民、区民にあるのかということをご説明をお願いしたいと思います。

○吉野戸籍住民課長

3月1日なのですけれども、これは国のほうからの説明はなかったのですけれども、恐らく4月1日からちょうど繁忙期になりますので、その前に恐らくこの施行という形になったかと思われま。

それから、戸籍電子証明書提供用識別符号なのですけれども、こちらは以前ご説明したパスワードみたいなものなのですけれども、それを窓口へ出しますと、今まで戸籍証明書、要するに戸籍謄本を添付しなくてはいけなかったものが、添付せずに済むというようなものになります。

○あくつ委員

前段の部分は国のことだから、恐らくそういうことなのかなとは思のですが、私もちょっと調べきれなかったので伺いました。

2点目のところについて、例えばその戸籍情報を添付をするというものが、16桁のパスワードというか識別符号を、これも手数料を払ってということになっていますけれども、これには例えば期限みたいなものがあるのかどうか、例えば具体例としてどのようなものがあるのかということだけ少し確認させてください。

○吉野戸籍住民課長

こちらの識別符号なのですけれども、有効期間が3か月あります。ただ、例えば戸籍を修正してしまいますと、その前のままの戸籍を参照することになってしまいますので、やはりその都度、識別符号は発行し直したほうがよろしいかと思っております。

これに関しましては、いわゆるマイナンバーカード等は使えない、いわゆるマイナンバーカードというのは社会保障であったりとか、そういったもの、使い道が決まっています。それ以外のものについての連携のためのものになりますので、まだこれはどこの省庁がやるかというところはまだ決まっていないのですけれども、こういったところで戸籍証明書の連携を図るといような仕様になっ

ています。

○あくつ委員

一例で、何かパスポートに添付するようなものにもこの戸籍電子証明書識別符号が使えるというようなお話もあったと思うのですが、これはいつ頃の運用になるかというのは、国から情報が来ていますでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

これは各省庁のシステム改修によるものみたいで、法務省では既に準備はできてはいるのですが、今おっしゃられたパスポートであったりとか、そういったもののシステム改修次第になります。

○横山委員

1点お伺いします。手数料の部分なのですが、確認なのですが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行と、除籍電子証明書提供用識別符号の発行で、新旧対照表の5ページから7ページに書いてある部分の確認なのですが、こちらは同じ内容の戸籍証明書、除籍証明書と同時に申請する場合は、手数料は無料ということでしょうか。

あと、ほかの自治体とかを少し見ると、マイナポータル経由で申請される場合も無料になるということなのですが、品川区も同じような形でよろしいのか、その辺りを確認させてください。

○吉野戸籍住民課長

委員のご指摘のとおりでして、例えば紙と電子とを発行した場合には、いわゆる電子のほうは無料になります。

あとは、マイナポータルを使つての申請の場合も、今現在は改修中なのですが、こちらのほうも無料になる予定です。

○藤原委員

委員長に質問なのですが、建築課長の説明というのはこれからあるのですか。

○西村委員長

質疑の内容に応じて、答弁いただくという予定でおりますけれども。

○藤原委員

では、このまま質問してしまってもいいのですか。

○西村委員長

はい、結構です。

○藤原委員

建築課長に質問しますが、都市環境部関係の(5)の説明で、今日この区民委員会に出席して下さっていると思うのですが、まずこれを読むと、改正後が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する」という「等」の部分が増えているので、改正前と改正後という形で文書には出ていると思うのですが、この「等」の部分が一番の変更だと思うのですが、この「等」の部分について説明していただけますか。

○長尾建築課長

改正された法令名称の中で変わっている部分は、おっしゃるとおり「等」というところが追記された部分だけになります。こちらの「等」というのが追加された背景としましては、これまで建築物省エネ法と言われていましたこの法律自体は、建物が消費するそのエネルギーの消費を抑えるというところを主とした法令だったので、改正の中で、今後は創エネ、発電のほうも併せて推進していこう

という趣旨の法令改正がございましたので、その発電、創エネの部分も含めるために「等」が追加されたということになっております。

○藤原委員

今、発電という話でしたけれども、その発電というのは具体的には、例えば太陽光パネルとかそういうふうにご考えてよろしいのでしょうか。

○長尾建築課長

おっしゃるとおりです。太陽光発電、あと太陽熱の利用とか、そういったものが想定されております。

○山本委員

私からも1点質問させていただきます。今回、3月1日から改正されて、このように手数料を取るようになるわけなのですが、窓口の職員の皆様等、区民の皆さんがいらっしゃることに對しての準備状況とか、事前にどのように周知されて、職員の皆様に認識していただいているかという準備状況について教えてください。

○吉野戸籍住民課長

今回、広域交付というのは新たなシステムになりますので、もう大分前から地域センターを含めてシステムの研修をやっているところです。あとはこの料金のところの部分での設定も、今進めているところです。

○山本委員

新しいこういった大きな変化、それから手数料をいただくということでございますので、くれぐれも、遺漏のないように進めていただきたいというところでございます。

○西村委員長

ほかに、ご質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民からお願いいたします。

○えのした委員

賛成します。

○あくつ委員

賛成いたします。

○山本委員

賛成します。

○藤原委員

賛成です。

○せらく委員

賛成です。

○横山委員

賛成します。

○西村委員長

それでは、これより第17号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

建築課長はここで退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

2 請願・陳情審査

令和6年陳情第18号 デジタルアプリをクリエイターに支援するための陳情

○西村委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

令和6年陳情第18号、デジタルアプリをクリエイターに支援するための陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○西村委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田文化観光課長

では、まず私から、デジタル分野に係る支援に関しまして、文化の担い手の方々への支援という観点で説明させていただきます。

これまで私どもでは、区民の文化芸術活動、あるいは事業に関して様々な支援を実施してきてございます。例えば、いわゆる活動への支援としまして、区民レクリエーションとして、例えば合唱祭ですとか囲碁フェスタといった活動への支援。それから機会の提供ということで、例えば区民芸術祭におきまして様々なステージをご用意しまして、参加者の方を募って、そういった参加の機会を提供するというようなことをやっています。また、個々の活動への支援としまして、例えば自主グループへの講師派遣ですとか、区民プロデュース講演会への支援、そういったものも実施してきております。

また、直接的ないわゆる経済的な支援としまして、現在、しながわ文化活性化事業助成ということで、様々な文化事業、イベントに関しまして、その事業費の2分の1、上限で50万円までを助成するというようなこともしてきているところでございます。

これまで私どもがしてきている事業助成に関しましては、基本的には個人の方をターゲットとした支援ではなくて、いわゆる様々なイベントですとか団体ですとか、そういった活動に対する支援を実施してきてございますけれども、もちろん個人を排除しているわけではなくて、その活動が様々な状況に該当すればそういったこともありえるということではあるのですけれども、なかなか個人の方の活動というのは入ってくる場所ないかなというところではございます。

これまでの考え方としまして、個人に対する経済支援を行ってこない理由としましては、いわゆる文化という非常に幅広い、すそ野の広い部分がございますので、例えば今回はデジタル分野に関する

陳情が出てきておりますけれども、例えば美術ですとかアート、音楽、様々な文化活動がございまして、それぞれに活動されている方、あるいはお勉強されている方がいらっしゃいますけれども、そういった方たちに対する支援をするとすると、かなり幅広になってしまって、なかなか行政として対応していくべきなのかどうかというのは非常に難しい部分があるのかなということで、直接的な支援はしてきていないというところだと思います。

今後もそういったニーズは様々あるとは思いますが、そういったことを注視しながら、必要に応じた対応をとっていくことは検討はしていく必要があるのかなと考えているところでございます。

○小林商業・ものづくり課長

私からは、陳情の中で触れられております、物価高騰に対応した区の支援制度についてご説明いたします。

昨今の物価高騰によりまして、原材料・エネルギー価格をはじめとしまして、幅広い品目の価格上昇が続いております。陳情に記載されているクリエイターの方々が使用するソフトウェア・アプリについても、こうした幅広い物価高騰の影響を受けて値上げが行われると認識しております。なお、直近に日本銀行から公表されました企業物価指数でいきましても、全515品目の中で約8割がやはり上昇しているということで、物価高騰が幅広く進んでいるものと承知しております。

区では、こうしたソフトウェアやアプリなどの個別製品の価格上昇に特化した支援というのは行っておりませんが、物価高騰によりまして経営の影響を受けている企業ですとか、あるいは前年同期と比べて売上げが落ちているような個人事業主の方などを対象としまして、緊急の融資あっせん制度を設けて、幅広く資金調達および資金繰り対策の支援を行っております。この制度によりまして、小規模のクリエイターはもちろん、区内の全業種の中小企業・個人事業主の方たちが、例えば資金調達をする際に3年間の無利子支援や、信用保証料の全額補助などの負担軽減措置を受けることが可能となっております。

このほか、区では中小企業・個人事業主を支援するような補助金、これはものづくり支援の観点になりますが、創業支援施設のSHIPのほうで、一部のソフトウェアの操作指導なども行っているところでございます。

こうした支援制度、あるいは経営相談などを活用していただきながら、クリエイターを含めた区内事業者の負担の軽減を進めてまいりたいと考えております。

○西村委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。陳情本文中に学生への支援を求める記載がございます。所管する委員会が現状ございません。本陳情は、主として小規模事業者への支援、また文化支援という観点から当委員会へ付託されたものでございますので、その範囲内で質疑をお願いできればと思います。

それでは、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○藤原委員

五反田バレーと出ていますけれども、SHIPがあつて、私も何回かこの委員会で質問させていただいているけれども、五反田バレー、そしてSHIPという形になってきていて、あともう一つはスタートアップをどのようにしていくのだというような質問をして、何かこの陳情は、こういう委員会で感情的に言うてはいけないかもしれないけれども、何かこういうのもいいなと思うのです。

つまり、区として、行政としては、その企業・商店に対して全体的に支援していくということが行政

だというの分かるのだけれども、特にデジタルと融合してと書いてあるのだけれども、デジタルというかIT産業というのに特化した区を目指すという意味において、品川区でという特徴というのを見て、せっかく五反田バレエなどが育ってきているわけだから、そういう意味において何か特徴的な産業を応援していくというの私もありだと思っているのです。

先ほど前段で言ったけれども、感情的になってはいけないけれども、23区なら23色のパレットの絵の具という意味でよく高橋久二区長が、各特長があるとおっしゃっていました。五反田だけという意味ではなくて、まず五反田地域を中心に五反田バレエとせっかくマスコミ等もしてくれているから、このITとかデジタルを特化していくというの、そうなったらというのが何かわくわくするのですよ。今回何かすごく思ってしまったのです。

商業・ものづくり課長、そういう意味にもおいて、だからこの年間5万円と出てしまうと、ここで私が採択と言うと5万円となってしまうけれども、すごく大きい意味でこれからやっていく上において、陳情者からは5万円という形で出ているけれども、これは注目してやっていくと、何か品川区が面白くなっていくのかなという思いで、応援したいという思いもあるのです。私と課長は意見が違うと思うのですが、行政というのは全体的に見ていくのだと言われてしまうかもしれないけれども、何か品川区の特徴というのをを出していただきたいと思うのです。その辺についていかがでしょうか、というのがまず商業・ものづくり課長への質問です。

あと、文化観光課長、ぜひ教えていただきたいのだけれども、「映画産業が集中」と陳情に書いてあるのだけれども、実際に映画産業が集中しているのですか。というのは、これは大事ではないですか。映画産業が集中していると言えば、またそれで品川区の特徴がすごく出てくると私は思うのですけれども、その辺について教えていただけますか。

○小林商業・ものづくり課長

ただいまの藤原委員のご意見・ご質問にお答えいたします。

今回の陳情の中で挙げられている要望は、ソフトウェアが値上がりした部分について、5万円は例示だとは思いますが、支援を求めのご意見と認識しております。

一方で、全体として、品川区としてデジタル化を応援するべきではないかというところは、それはご指摘のとおりでございます。実際にSHIPでそういう取組を支援しているというほかに、品川区の中でDX・デジタル技術を支援する補助制度もございます。それはソフトウェアの値上がりということではなくて、例えば生産性向上であるとか、新製品を開発するにあたってのDX化支援ですので、ソフトウェアを使うための費用ではなくて、会社の中で生産性向上や技術革新を起こすための支援でございます。もし今回のようなクリエイターに限らず、DXを更に推進するような動きであれば、それに対応した補助金がございますので、そういう中でご支援もできるのかなと考えています。

○篠田文化観光課長

映画産業についてのお尋ねでございます。映画産業というのをどういう産業として捉えるか、範疇がよく分からないところはあるのですけれども、いわゆる一般的に映画産業と言うと、例えば東宝、東映みたいな大きな映画会社があって、それに関係する映像会社があってというのが一般的には映画産業なのかなと捉えると、そういった産業が五反田に集中しているという認識はございません。ただ、五反田バレエの中で様々な映像に関わる企業がいろいろと出てきているというのは、私どもも聞いているところでございます。

○藤原委員

ちょっと話が大きくなってしまふかもしれないのですけれども、アメリカのシアトルなどは大きなのが集中していますよね。これは行政という言い方はおかしいかもしれないけれども、やはり資金を入れていって支援してすごく大きくなったというのがあるのです。だからそういう意味において、その時代がどんどん変わっていく中で、2045年はシンギュラリティが来ると言われているこの中で、やはりスタートアップも含めて何か特化して応援してあげるといふのも、今からどんどん進めていくというのが、将来、品川区を特徴とする大きい産業となっていくと思うので、私は何か応援したいと思いました。

○せらく委員

今回個々で助成を行うのは、行政として支援するのは難しいところがあると感じておまして、ただ、物価高騰・エネルギー価格高騰の支援として、今、銭湯や運送業への支援をしていると思うのですけれども、そちらとの違いとして行政として考えていることがありましたらお知らせください。

○小林商業・ものづくり課長

物価高騰の中で、例えば銭湯の支援ですとかエネルギー高騰への支援ということがございました。エネルギーについては冒頭の説明で申し上げましたけれども、2020年を100とした場合の値上がり率が非常に大きく、20%以上値上がりするような中で、特にエネルギーは広範囲に、業種全般に幅広く影響を受けているというところを考えております。

その中で一個一個の品目を見ていったときに、こういったソフトウェアや原材料で、個々に値上がりしているものがございます。そういった部分を、先ほど申し上げたような融資あっせん制度で、区が中小事業者や個人事業主の方が資金調達される際の援助をするといった対応により、事業者負担の軽減も合わせ技でやっているところでございます。

○えのした委員

私も映画産業がどこまでとか、集中は認識していないというお話があって、この陳情の「クリエイターを生業にしている小規模事業者の区民は現在でも多い」というのは、区としてはこの小規模事業者のクリエイターの方が何名程度いるのかというのは把握していらっしゃるのでしょうか。

○小林商業・ものづくり課長

産業分類において、このクリエイターが個別に何人いるのかというのはちょっと難しいですけれども、区内の事業者は全体的に約2万の事業者がいる中で、こういった個人事業主、特にクリエイターという方も最近デジタルの取組が増えている中で一定程度いらっしゃるのかなと思っております。

○山本委員

商業・ものづくり課のご説明に関して確認をさせていただきたいのですけれども、現在区で進めているこの物価高騰に対する支援の制度ですけれども、こちらを現在利用している事業者の方々の業種というのは主にどういったところが多いのでしょうか。そして、そのデジタル関連の事業者の方がどのぐらい利用しているかというのがお分かりでしたら、教えていただければと思います。

○小林商業・ものづくり課長

ただいまご質問の、物価高騰の融資あっせんがどういった業種に利用されているのかというところでございますけれども、幅広くございまして、例えば多いのは製造業ですとかサービス業、あるいは情報通信業、建設業まで、特に業種を特定のところに絞ってというものではございませんので、幅広くいろいろな業界の方に使っていただいているというところでございます。

○山本委員

ご説明ありがとうございます。分かりました。

○あくつ委員

2点ほど確認させてください。

商業・ものづくり課長のご説明の中で、直近、日本銀行の企業物価指数、515品目のうち8割は値上げをしているという話がありました。これが物価高騰しているのですよということを表している、しかも企業同士のやり取りですから、その中に陳情に例示があるようなアプリというものも含まれるという認識でいいのか。すみません、ちょっと私はそこがよく分かっていないので教えていただきたいのです。

あと、「新しい文化に特化した区を目指す」と陳情の要旨にありますけれども、これはこの陳情者のお考えなのだろうと思うのですが、その後の本文の中に「IT特化区」という言葉が何か所か出てくるのですけれども、品川区としては、現状はIT特化区というようなことを目指すということを表明したことがあるのか。IT特化区というのは、ちょっと私も厳密にはその定義がまだよく分かっていないのですけれども、ITに特化した何か、先ほど藤原委員からもありましたけれども、そういった色を持つ区。五反田バレーというのは理解はしていますが、何かそういったものを品川区として今まで表明したことがあるのかということをお教えください。

○小林商業・ものづくり課長

あくつ委員から、ただいま2点ご質問をいただきました。

1点目、統計データの中で500品目ある中でということでございますけれども、今、この陳情に出ている、こういったソフトウェア自体が品目名で直接出てくるというわけではなくて、全体を日本銀行が調べているような物価統計の高騰が進む中で、こういったソフトウェア分野も当然ながら、人件費などいろいろなものも含まれる中で値上がりの動きが出てきているのかなという認識を示したものでございます。

もう一点、IT特化区ということをおかして表明したことがあるかということでございます。この言葉を直接ということではございませんけれども、区として五反田バレー支援ですとか、スタートアップ支援といったときに、海外の状況を見た場合でも、IT系、いわゆる情報通信系の業種というのは当然ながら多く含まれているところがございます。区でも、五反田バレーを支援していく中で、やはり情報通信、IT系の人たちというのを幅広く応援していくという姿勢は、これまでも示しているところがございます。

○横山委員

先ほどSHIPで一部アプリの操作指導をやっているということだったのでございますけれども、こういったアプリの操作指導等をやっているのかということを確認させてください。

○小林商業・ものづくり課長

先ほどの私の説明の中で、ソフトウェアの操作指導というお話を申し上げました。今回の陳情の中でいきますと、このAutodesk社のFusion360というものでございますけれども、これはいわゆる3D-CADというか3Dモデリングをやるためのソフトでございます。SHIPによるものづくり・製造業の支援の過程で、最近こういったものをソフトウェア活用する例がございます。いわゆるクリエイター支援という必ずしもダイレクトではないのですけれども、こういったものを使ったものづくり相談や操作指導も行っているところでございます。

○西村委員長

ほかに、ご質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、令和6年陳情第18号の取扱いについて、ご意見を伺いたと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民からお願いいたします。

○えのした委員

結論を出すで、不採択です。

○あくつ委員

結論を出すで、不採択です。

一言申し上げます。先ほども確認させていただきましたが、ほかの委員の質疑の中でもありましたけれども、何か特定の業種に対して、品川区として税金投入をして支援をするというのには、やはり理由が必要であろうというところ。そのためには、この陳情者のおっしゃるIT特化区としての何か品川区としての、先ほど藤原委員がおっしゃっていた色というものが色濃く出ている必要があるのだらうと思います。そういった意味では、今回のこの陳情の内容というのは物価高騰というところに対応して値上げ分をというような趣旨で書かれているというところで、そのところについては、先ほど500品目のうち8割が値上げをしていて、ほとんどのものが今値上がりしている中で、ここだけに投入をするというのはちょっとなかなか理解が得られないだらうなというところ。

またもう一つ、その五反田バレーを含めて、ITのことについて力を入れていくというのは今の質疑の中で確認をさせていただいて、これは来年度予算案の話になりますけれども、そこについては品川区としてもスタートアップ・創業支援ということで、つまびらかには申し上げませんが、まさに五反田バレーへの支援というような項目も入っているというところで、なかなか現時点では、特定のものに値上げをしたから支援をすることがこの方のおっしゃるIT特化区としての底上げになるというのは、ちょっとなかなか厳しいのかなというところでございます。

○山本委員

本日結論を出して、不採択でお願いいたします。併せて意見を申し上げます。

今回、足元で円安があり、そして生成AI等の技術革新、それに伴ってこのAdobe等のデジタルアプリケーションの値上げが起こっていると。これは費用増による影響、陳情者の思いは理解します。また、品川区には五反田バレーがあり、デジタル産業の振興を進め、特色のある区としていくべきであるということも共感いたします。さらに、個人的にアニメ・漫画は子どもの頃から好きでありまして、地元品川区からそういったものが生まれていくということに対して、個人的に応援していきたいという気持ちもあります。

その中で、現在の円安やウクライナ侵略等に起因するこの全般的な物価高騰、先ほどからほかの委員も言われておりますが、クリエイターの皆様に限らず様々な業種でやはり影響を受けているというところがあります。

こういった状況を踏まえると、資金的なところで言うと多くの業種が活用できる支援策が公正で有効であると考えます。理事者のご説明のとおり、現行の区内事業者向けの物価高騰等の総合支援策、3年間無利子、信用保証料の全額控除というこの優遇措置、これは他区と比較してもかなりいいものだとも

考えます。この融資あっせん制度を用いて活用していただいてこのデジタルアプリケーションの価格上昇分を負担しつつ、さらに事業拡大に向けて投資していただいて、事業を進めていただきたいという思いです。事業戦略の核についてお悩みの場合は、区の経営相談を活用していただいたりと考えています。それぞれの、支援策についてはクリエイターの皆様にもっと使っていただけるように、周知していただきたいと要望したいと思います。

その資金的なところについては、今申し上げたとおりですけれども、さらには資金だけでない様々な支援策があると思います。先ほどお話に出たSHIPでのアプリケーション利用の支援であったり、クリエイターの方々このデジタル・ネットワーキング・イベントの開催などによってほかの業種の方と結びつけていただいたりして、新たな仕事の創出をするということもあり得ると思いますので、そういった様々なやり方で、デジタルに関わる皆様に応援するということに取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

○藤原委員

私は趣旨採択をお願いします。

まずこの年間5万円程度というまず陳情に関しては、金額がこのように出ているので、採択と言うと5万円出してくださいというふうになってしまうのだけれども、この物価が上がる中にいろいろな業種があって、だから5万円となってしまうという思いはあるのですけれども、ただこの全体的な文章を読ませていただくと、やはりこれからですよ、これからだと私は思うのです。

先ほども質疑の中で話しましたが、五反田バレーがあって、そしてSHIPがあって、これからIT、それでIT特化区になっているけれども、IT特区みたいなものでも品川区はどんどんバックアップしてもらいたいという思いが私個人は物すごくあります。

ですので、趣旨で採択させていただきます。

○せらく委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

これまでの説明と質疑とを踏まえて出させていただいたのですけれども、やはり個人事業主やクリエイターの方など大変な状況ということが想像ができます。ただ、厳しいことを言うと思うのですけれども、一経営者として事業を存続されるためには、コストを価格転嫁だとか、そういったことも考えられるのではないかと。今までもすごく努力されていると思うのですけれども、そういうふうにも思います。

そういった相談などニーズを把握する上でも、商業・ものづくり課の皆様には親身になって相談を引き続き聞いていただいて、クリエイターや個人事業主の皆様にもいろいろな支援の提供をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○横山委員

本日結論を出すで、先ほどの説明と議論を踏まえまして、不採択をお願いします。

私は、豊かな文化芸術活動が区民のウェルビーイングにつながっていくと考えています。アーティストやクリエイターの方々に対しては、先進的な取組を実施している他国の状況ですとか、文化庁のメディア芸術クリエイター育成支援事業などの、国ですとか、都、他の自治体の状況等を把握していただきながら、また学生のところは所管が今ないということだったので、例えばその学割等が設定されているAdobe社などはそうだと思うのですけれども、そうした問合せがあった際には情報提供をお願いしたいと思っていますので、引き続きご相談があった際には、産業部門、文化・芸術部門、

それぞれ適切なメニューをご案内いただくとともに、お一人おひとりのご事情に寄り添った対応をお願いいたします。

○西村委員長

それでは、本陳情については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については挙手により採決を行います。

それでは、令和6年陳情第18号、デジタルアプリをクリエイターに支援するための陳情を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者 少数)

○西村委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 児童見守りシステム（まもるっち）のリプレースについて

○西村委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)児童見守りシステム（まもるっち）のリプレースについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河合生活安全担当課長

私からは、児童見守りシステム（まもるっち）のリプレースについて報告いたします。資料をご覧ください。

1、新システムの運用開始は来年度4月2日火曜日になり、改修作業の大きな遅延等はございません。予定どおり運用開始予定になっています。

2のリプレースの概要ですが、(1)から(3)の各種申請の電子化、契約事業者の一本化、システムのクラウド化の3つが柱となっております。

(1)の各種申請の電子化では、利用者の利便性が向上することはもとより、これまで新規契約や端末の故障・修理依頼等の手続きは、届出書を学校に提出し、先生が取りまとめて中継する形で行われていましたので、それらの作業が大幅に減り、学校側の負担軽減が見込まれます。

(2)の契約事業者の一本化ですが、これまで利用者のデータベースの保守管理とデータ入力については、それぞれ別の業者と契約し運用しておりましたが、システムベンダーのKDDIに一本化することにより、運営のコストダウンと情報処理の合理化などが図られます。

(3)のシステムのクラウド化ですが、これまでKDDIが管理する物理サーバで運用していたものを、

A m a z o nが運営するクラウドサービスのAWSに移行します。これにより保守管理の効率が上がるとともに、セキュリティの強化が図られ安定運用に寄与するほか、物理サーバの保守管理費が軽減され、コストダウンにもつながります。

次に、3の経費等ですが、経費については本年度予算から3億475万円を執行予定です。リプレイスによって見込まれるコストダウンについては、現行システムでは年間約1億6,000万円かかっていたランニングコストが約1億3,400万円となり、年間約2,600万円の削減が見込まれます。ただし、初年度となる来年度の予算は、時限的な保守管理の増強とシステム改修で実施できなかった本年度分の端末のバッテリー交換を来年度に持ち越すため、1,000万円弱が上乗せになる予定となっております。

最後に、4の新システム移行に伴うサービスの一時停止ですが、期間は令和6年3月30日土曜日午後8時から4月2日火曜日午前7時30分までとなります。停止期間中はサーバの切替えなどもありますので、発報時の区への通報、区側の位置情報の取得などのサービスの全てが停止しますが、有料オプションを契約している方は、特定通話および特定メッセージ機能の使用は可能となっております。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○えのした委員

今回このまもるっちのリプレイスの概要、システムですとかサーバですね、これを新しいものに置き換えるということで、利用者の利便性の向上、また学校側の負担軽減、そしてセキュリティ強化にコストダウンですね。すごく重要だと思っております。

ランニングコストも2,600万円削減ということですが、私からはシステムの移行に伴うサービスの一時停止の期間が令和6年3月30日から4月2日で、ちょうど多分これは子どもたちが春休みの期間なのですかね。私もこの業務が専門ではないのでちょっとよく分かりませんが、システム移行が万が一失敗しても、その予備期間として入学式がたしか8日とかでしょうか、そこだけ少し余裕をもって期間を設けられているのかなというところ。あとは実際その学校とか保護者、また子どもたちにこの3月30日、31日、4月1日、2日の4日間だけですけれども、サービスが停止されるということはどうやって周知されるのか。まもるっちがない期間なので本当に特に周知を行ってほしいというこれは希望ですけれども、こちらをお聞かせ願えますでしょうか。

○河合生活安全担当課長

システム移行に伴うサービスの一時停止の時期なのですけれども、こちらのほうは入学式前ということと、やはり年度初めのところでやってしまうということで、委員ご指摘のとおり、入学式前には確実に終わらせるというところで、進捗状況は慎重に確認しながら遅延等なく進んでおりますので、予定どおり行われる予定です。

また、保護者への周知関係なのですけれども、既に学校を通じまして、各ご家庭で事前にどう対応するかも検討していただくために学校経由の連絡網で周知しているとともに、私立・国公立関係、区立ではない学校のほうには保護者に個別で手紙を出させていただきまして、周知を行っております。また、ホームページにも載せて、各ご家庭で対応していただけるように、事前に早めに準備しているところがございます。

○えのした委員

もう周知されているということで、安心しました。

ただ、先ほどの1点、万が一このシステム移行の失敗というか遅延があったときというのは、2日の午前7時半以降から入学式までの、その間で対応ができるということでよろしいのでしょうか。

○河合生活安全担当課長

システムの不具合が出たときにつきましては、どの程度の規模かちょっと分かりませんが、やはり速やかに対応するというところで、規模等を含めてちょっと遅延するようであればすぐに周知をするという形で、警察にも周知いたしまして、その期間、安全・安心確保に向けて努める予定になっています。

○えのした委員

引き続き周知と、またシステム移行後のサービス提供に向けてしっかりと対応していただければと思います。

○山本委員

何点か確認をさせていただきます。このまもるっちのリプレイス、先ほどえのした委員からもありましたが、学校の負担軽減やコストダウン、セキュリティ強化と様々よい点があって、ぜひとも進めてきたということで考えております。今回のこのきっかけ、これはどういう背景があるのかと。既存のこの契約期間がちょうど満期を迎えてのリプレイスの対応なのかという背景を教えてくださいというところでございます。

それから、システムのクラウド化で、このAmazonが運営するクラウドに移行するというところで、セキュリティ強化につながるということだと思うのですが、比較検討とかどのようにこれに行き着いたのかというところで、一番いいものにされているとは思いますが、その経緯等を教えてくださいいただけます。

それから、経費の考え方なのですが、3億円程度かかっている、見込まれるランニングコストの削減が年間約2,600万円ということだとすると、この経費に対してランニングコストの削減幅で回収していこうとすると、これは10年以上かかるということ、この数字だけを見ると、ちょっとコストダウンというふうには一見して見えにくいところがあるのですが、それぞれの効果を踏まえると、これはこれぐらい経費をかけてもメリットがあるということなのか。そもそもリプレイスするのにコストが、これはもう所与のものであって、その中でさらにランニングコストが下がるという考え方でメリットが出るということなのか、この経費に対する考え方についてをお教えいただければと思います。

○河合生活安全担当課長

まず最初に、リプレイスのきっかけでございますが、おっしゃるように5年の契約でやっているのですが、その契約更新の際に、その契約更新に際してリプレイス、今ある課題、そのコスト面とかそういったものを踏まえて検討して、この3点柱のものを解消するにはどうしたらいいかというところでシステムベンダー等を含めて検討した結果、この形でシステム改修をするという経緯でございます。

また、クラウドにAmazonを採用したのは、やはりガバメントクラウドの中の一つというところで、やはり安定運用といったところで、一斉のメールとかそういったところでも一番運用面の安定性と、経費も含めて提案していただきまして、やはりAmazonが一番いいだろうというところで採択した形になっております。

また経費のコストダウンで3点目の効果なのですが、5年契約でこの2,600万円というところのペイというところでは考えていなくて、大体仕様がこれで固まりますので、その仕様で今後契約

の更新等にもなっていくしますので、全体の流れとして年間のこのコストダウンというのは、総合的にシステム改修、使い勝手といったところも含めて年間2,600万円ですけれども、以後のことを踏まえますとこれは大きな効果があると判断しております。

○山本委員

契約期限に合わせて、よりよいサービスに変えようということで考えて、こういった内容になったということで理解をいたしました。この機会をしっかりと生かしてよいものにしていくという取組は、とてもよいと思っています。

クラウドについても、比較検討して信頼性の高いものを選んでいただいたということで理解をいたしました。

コストの点については、これだけ見るとやはり投資に対する回収期間が長いということかなとは思いますが、それ以外の付帯効果があるので十分メリットが取れるということで理解をいたしました。しっかりとこれを進めていただきたいと思います。

○せらく委員

先ほどえのした委員の質疑によって、システム移行に伴うサービスの一時停止については、学校の連絡網やホームページを通じてお知らせするというふうな理解を私はしていたところなのですが、そのリプレイスについて全体的な周知というのは入っているかどうかをお聞きしたいのと、ホームページというのはどこのホームページで公開をするのかという点をお聞きしたいです。

あと、各種申請の電子化のところでは新規契約についてなのですが、新1年生になると、入学式でまもるっちが配られると思うのですが、その手続きの際に、保護者が何かしていくことが今後出てくるのかどうかをお聞きしたいです。

○河合生活安全担当課長

1点目のリプレイスの周知につきましては、これも校長連絡会等で学校のほうに、保護者にもしてくださいということで依頼しているのと、あとホームページです。ホームページのほうが、区役所のホームページにまもるっちのところがあるのですが、そこに一通りのリプレイス関係のものも挙げております。事前に校長先生と副校長先生に、リプレイスの概要と今後の手続きについていろいろお願いすることがありますので、早めに連絡して、そちらの周知もお願いしているところでございます。

重複しますが、ホームページについては、品川区のホームページの防犯のところにもまもるっちのところがあるのですが、そちらに全て掲載しているということでございます。

また、新規契約の今度の新1年生の手続きなのですが、学校連絡会のほうで説明会がもう始まっておりまして、そちらのほうでまもるっちの新規申込の手続きについては行う形になっておりまして、入学式のときに端末を全て、区立学校につきましては学校から配布されるという形になっております。また、私立・国公立関係の方は個別で区役所に来ていただくような形で、申込みと配布を行うというところで周知をしているところでございます。

○せらく委員

そうしたら保護者の皆さんは、新規契約の部分では、これまでなかった手続きを新たに踏まなければならないというような状況にはならないという理解でよろしいでしょうか。

また、ホームページでの周知なのですが、これまでまもるっちを使っていた保護者の方からすると、やはり故障だったり修理だったりがあると学校に問い合わせしてしまうということが多いと思うので、学校からもこういったリプレイスがありますよということをしっかりと周知していただくようお願い

したいと思います。

新規契約の部分だけご答弁をお願いします。

○河合生活安全担当課長

新規契約の手続きにつきましてはまだ年度前という形になりますので、申込みの手続きは届出書を学校に出していただくという形でまず申込みをしていただくというのは従来どおりになりますので、新たな手続きというのは発生いたしません。学校側には最後のそういった取りまとめといいますか、年度前ですので、そういった申込みの手続きは学校側にお願いしているところになっております。

○藤原委員

このまもるっちという施策ができてからもう20年近くなりますかね。今は商業・ものづくり課となっているけれども、昔はたしか産業振興課と言っていた時代に、その頃にまもるっちというこのシステムができて、私はこの施策にはもちろん賛成です。ただ、もう20年近く経つと私は思っているので、投資対効果の効果の部分を担当課としてはその具体的な数字とか、そういうことも含めてしっかり押さえておかないといけないと思っています。今日この場で数字がどうだということは伺わないのですが、担当課として、しっかりそこは押さえておいていただきたいと思うのです。毎回（この施策を）するのが通常だと、していくのだということもあると思うのですが、その効果の部分というのはしっかり押さえておかないといけないと思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○河合生活安全担当課長

委員ご指摘のとおり、予算も大きな配分になっておりまして、その効果というものはしっかり把握しなくてはいけないということは私も認識しております。なかなかその数字で表すような効果というのは、この事業は結構難しいところあるのですけれども、やはり保護者、児童の安全・安心というところで、安心の確保に寄与するということも大きな目的になっておりますので、そこはやはり予算を取る上でもその効果、危険な事態があったときにどのように使われているとか、そういったところの効果も含めてやはり把握しなくてはいけないということは認識しております。今後もそういったまもるっちの効果を数値で表せるような形で、いろいろ確認していきたいと考えています。

○藤原委員

数値が分からないみたいなお話だったけれども、数値は大体出ていますよね。例えば発信したのが何件で、誤作動があったとか、実際こういう形でこういう事例があったとか、これでこういうふうに守られたとか、まさにそれが目的なわけだから、そういうことをちゃんとつかんで、これだけ効果があるのですということは把握しているのですねということ伺ったのです。もちろんおっしゃるとおりなのです。目標というか目的は児童の安全なのです。だからまずそこら辺をもう一回答弁していただきたいです。

それともう一点は、コストダウンというのも大事なのだけれども、そこに視点が行くよりも、一番の目的は児童の安全・安心なのだから、安心・安全を保障するのにコストがかかるのは、私は当たり前だと思っています。一番大事なのは児童の安心・安全だから、そこを一番の目標に持っていただきたいのです。コストダウンしましたではなくて、これだけ児童が守られているのですというほうを行政として全面的に言っていただきたいと思うし、コストがかかるものはかかるのだから、だからそれは議会にかけて予算をつけて承認していくわけですから、その辺も含めて答弁していただけますか。

○河合生活安全担当課長

児童の安全・安心が保たれているというところで、まもるっち全体で年間大体8万件弱発報するので

すけれども、そこで緊急で児童の安全を確保する必要があるというところで対応したのが、大体今年ですと緊急案件15件ということで、比率的にはすごく少ないのですけれども、そういった発報のときにはこの児童見守りシステムというのが、この端末のシステムと併せて、あとオペレーターですね。まもるっちセンターのオペレーターがすぐに確認をして、そこから事案に応じて、青色防犯パトロールカーの生活安全サポート隊が現場にすぐ行って確認すると、全体のシステムから対応しているのですけれども、15件あった中で大きな事案に発展するものはございませんでしたので、こちらはやはり効果としては大きなものになっております。

また、子どもたちがちょっと連絡しないでいなくなってしまうときとかも、位置情報を取って確認することにより、所在不明になったりすることも発生しておりませんので、そこでは大きな効果があると認識しております。

コストダウンにつきましては、コストダウンありきということでは考えておりません。安全・安心を間違いなくそこで確保するのですけれども、やはりシステム上のそういったところですと惰性で行くことはありませんので、やはり一つひとつ検証した上で、ここはコストダウンを図れるというところを考慮してやっております。

○藤原委員

まず、誤作動も含めて、8万件あるのですよね。8万件というのはすごい数字ではないですか。実際にというのは15件という話だったけれども、今8万件あるという話だけれども、その1件でも大きな事件に巻き込まれてもいけないと私は思っているのです。だからそういう意味において、やはりかかるものはかかるということは、私個人で議会を背負っているわけではないですけれども、私はこれが予算に出てきたときに、やはり児童の安心・安全、その安全を守るという意味では続けていっていただきたい施策だと思うので、そこら辺をちゃんと把握して、これだけ児童が守られているということを担当課長はしっかりしていっていただきたいと思っておりますのでまた今後とも。今日はいれなかったです。15件あって一つも大きい事件にならなかったということ、本当によかったですねと本気で思います。だからそういう意味において、児童たちにこれからもいろいろな施策をしていると思いますが、その中の施策で、児童の安全を担当課長として守っていっていただきたいと思うのですが、その辺の思いを最後に伺いたいと思います。

○河合生活安全担当課長

委員ご指摘のとおり、児童の安全・安心確保というのは本当に、私も事案が入るたびに指揮をしておりますけれども、もう大丈夫だろうという判断は一切もうせぜにやるべきことは必ずやって、安全・安心をまず確認をしてというところは常にやっておりますので、引き続きそこは事案対応する指揮者としてはしっかりやっていきたいと考えております。

やはりこのシステムがあるからこそ、リアルタイムで安全が確認できるということが大きな武器になっておりますが、システムがよくても事案にどう対応するかで全然違いますので、システムをしっかり活用しながら、指揮者としてしっかりやっていきたいと考えております。

○横山委員

幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、各種申請の電子化の部分なのですけれども、品川区のホームページを見ますと、「新システム『まもるっち受付サイト』の開設について」という記載があるのですが、こちらのことを指しているということでしょうか。4月2日の午前7時半より開設しますということなのですけれども、

そうすると受付サイトで各種申請の手続きができるようになるということによろしいのかということ。あと、その申請の手続きについては新規契約、故障・修理依頼等の資料には記載がされているのですが、ちょっと私は混乱してしまいましたが、先ほどのご説明だと、新規の契約は、品川区立学校は通常どおり、今までどおりでということになるのでしょうか。私立と国公立は変化はあるのか、それともオンライン上でこれからできるようになるのか分からなくなってしまったので、もう一度整理して教えていただけたらと思います。

2点目が経費等のところで、ランニングコスト、初年度においてはそのバッテリー交換等ができなかった部分と、時限的な保守点検の状況ということなのですが、今後の保守点検のスケジュールというのは、特に数年はバッテリー交換ですとかは初年度以外は予定していないということなのでしょうか。今、もし何かそういった追加のスケジュール等がありましたら、その辺りの確認をさせていただきたいと思いました。

3点目は、児童、あと保護者への周知というのは既に行っているということだったのですが、地域の協力者の方々への周知についてはどうなっているのか教えてください。

最後に、システムが停止している期間なのですが、こちらは春休みになるかと思いますが、例えば防犯であったり、生活安全サポート隊の活動といいますか見回りといいますか、そういったところを少し強化していただいたりですとか、まもるっちが停止する期間、どのような体制で子どもたちの安心・安全を確保されるのか、その辺りの体制についてを確認させてください。

○河合生活安全担当課長

1点目の今ご覧いただいている受付サイト、こちらが4月以降に運用開始される電子申請の窓口になります。

2点目の手続きは、ちょっと説明が不足しましたが、従来の新1年生の手続き、来年度の一発目の1年生はまだ4月以前の手続きになりますので、まだ電子申請ができない形ですので、学校の協力をいただきまして行うという形になっております。ですので、例えば私立・国公立の方も含めて4月以降に契約したいという方は、電子申請から入れる形になるものでございます。

あと、保守点検の増強は、最初にシステム運用開始になりまして不具合等が出ていないか、定期的にKDDI側が監視しながらいろいろを点検していくという費用が入っておりますので、そういった費用が上乗せになっているもので、特別利用者側に影響が出るようなものはございません。

協力者への周知につきましては協力者通信というものを発行しているのですが、そちらで電子システムも含めて、関係するところは周知を行っているところでございます。

また、春休みの安全確保の体制なのですが、生活安全サポート隊の運用というところでまもるっちが運用できませんので、まず私のほうでそういった警戒を、あるいは子どもの集まる場所を重点的に行うという形で考えております。また警察のほうへも、まもるっちがその間使えないというところになりますので、そういったところの警戒もお願いする形で、連携しながら対応したいと考えております。

○横山委員

先ほどほかの委員の議論でもありましたけれども、このまもるっちがあることによって、保護者の方が本当に安全で安心だというようなお声を私はすごくいただいています。一例を紹介したいのですが、逆に7年生になったときにちょっと不安になってしまうみたいなお声をいただいたことがあって、まもるっちの体制がすごく万全で、位置情報も取れますし、何かあったときにすぐに分かってすごく安

心過ぎるくらいなので、逆にちょっと大丈夫かなと不安になってしまったりするときがあるみたいなお声があるくらい、本当にすばらしい効果が出せているのではないかと私は考えています。

中学生の防犯等については、ちょっとこの区民委員会所管ではないかもしれないので、なかなか難しいかと思うのですけれども、これからの時代の安全・安心の確保みたいなどころですとか、こういった在り方でやっていくのかというのは、またちょっとまもるっちの話とは別になってくるかもしれないですけれども、とにかくそういったお声があるくらい、本当にまもるっちが児童と保護者の安心につながっているということを私はすごく感じておりまして、その辺りは本当にありがたいと思いますので、その稼働しない期間は警察等と連携していただいて警戒をぜひよろしくお願いいたします。

○河合生活安全担当課長

委員のお話にありましたように保護者の安心というところで、やはり大きなアイテムになっているというのは私も認識しておりまして、そういった意味で中学生への貸与の話とかはいろいろ財政的な部分もありますし、その代替措置も含めて保護者・生徒の安全・安心の確保というのは、教育委員会も含めて今後検討していく、調査・研究していくところなのかなと考えております。

○西村委員長

そのほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和5年度八潮地区まちづくり事業の進捗状況について

○西村委員長

次に、(2)令和5年度八潮地区まちづくり事業の進捗状況についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中西八潮まちづくり担当課長

それでは、私から、令和5年度八潮地区まちづくり事業の進捗についてご報告を申し上げます。お手元の資料をご覧くださいと存じます。

まず、1のところでございます。八潮地区まちづくり事業につきましては、この間もご説明をしておりますとおり、昭和58年の団地入居以来40年、今年で41年目になりまして人口構成がかなり変わってまいりました。地域ニーズ等の変化・多様化している現状がございます。そういった八潮地区を今後も盛り上げていく、持続可能なまちを目指すといったところで、コミュニティの活性化等まちづくりへの機運醸成を図ることを目的に事業を進めているところでございます。

2でございます。八潮みらい懇談会の概要というところで、令和5年度も引き続き地域の皆様方と意見交換を開催してまいりました。今年度の7月にも一度ご報告をさせていただきましたが、昨年度、令和4年度に懇談会を実施した反省点といたしまして、私どものほうでいわゆる将来像、建て替えといったところはかなりフォーカスをして地域の中に入り込んだ結果、建て替えの検討ということですか、20年後、30年後を見据えたまちづくりということを急に言われてもなかなかイメージがつかないといったようなご指摘。それから今回、かなり多くの福祉施設ですとか学校、地域団体の方に入ってくださいと会議体を立ち上げておりまして、そういった会議体がせっかくできたので、少し身近な課題から取り組んでいきたいといったようなご意見があったところでございます。

そういったご意見を踏まえまして、令和5年度の懇談会におきましては、品川区からの八潮地区内での施策等についてのご報告もいただいているのですが、それ以外のところでは皆様方が一番課題に関してテーマを設定しまして、そのテーマに沿って懇談会を進めているところでございます。令和5年度に関しましては、防犯をテーマに、お話を進めているところでございます。

今年度に関しましては、4年ぶりに八潮まつりですとか、八潮地域センターフェスティバル、それから総合防災訓練といった八潮ならではの大きなイベントがかなり多くございまして、4年ぶりということでもかなり皆さんも記憶が薄れていたということで、打合せですとか事前の会議がかなり多くございましたので、八潮みらい懇談会の日程を少しずらしまして、現在までに2回の懇談会を開催しているといったような状況でございます。

八潮みらい懇談会の中のテーマでありました防犯に関しましては、自治会連合会のほうで新たに防犯部という部を立ち上げまして、地域で防犯、見守りの目を少し増やしていこうといったようなところが今進んでいるところ。それから、八潮学園のPTAでなかなか人が集まらないというところで、防犯パトロールはコロナもあって中断しておったのですが、昨年度から少し声かけ事案が多かったというところもあって、今回、防犯パトロールを再開させるといったようなお話を共有をさせていただきました。

また八潮ならではのところで、夏ですとか夏休み期間、それから年末に防犯のパトロールというのを自治会連合会ですとか防災協議会といったところがやっていたのですが、今まで結構各団体で動いていたところを、もっといろいろな方々が集まってやろうということで、PTAですとか、あとは八潮学園出身の大学生にもお声かけをして少し大きな固まりでパトロールを始めようということもこの懇談会の中でお話をしまして、今年度はそういった取組をしてきたところでございます。

それから懇談会の中のテーマで、施設見学会についてもかなりお話をしまして、昨年度、練馬区の光が丘団地に施設見学会に行ったのですが、今年度は皆様のほうからこういう団地に行ってみたくとかこういうテーマでやってみたくということで、昨年度よりも施設見学に対する熱量というのはかなり高かったのかなと感じているところでございます。

3の施設見学会でございます。先週2月18日日曜日に、横浜市の野庭住宅に施設見学に行ってみました。今回、野庭住宅を視察先とした理由でございますが、こちらが数年前、令和に入りましてから、団地の再生というテーマでお話を進められまして、令和3年に野庭住宅・野庭団地みらいビジョンというものをまとめられて、令和7年度から実際に市営住宅の建て替えがスタートするといったところで、実際に建て替えに直面する自治会がどのような課題ですとか悩みを抱えているのかといったところを伺いたくて、こちらを選定したところでございます。

2月18日当日でございますが、八潮地区からは自治会やその他の地域団体の方、それからPTAのほか今年度八潮まつりにも協力してくれた八潮学園出身の大学生にも声かけをしまして、20名程度で先方にお伺いをしまして、団地の紹介ですとか、あとは防犯対策、高齢者の見守り、地域行事といったところについて意見交換を3時間程度行ってきたところでございます。

野庭住宅の状況で、高齢化率がおおむね60%前後と、市営住宅の固まりですのでどうしても高齢化率が高くて60%前後なのだというお話がありましたが、そういった中でも、その野庭住宅出身の大学生グループが自治会にお声がけをされて、正月のイベントを若い子たちがメインでイベントをやられたりですとか、最近若い女性の方々が見守り活動をしてくれたりといった例があるといったような事例も伺いまして、八潮内でも幅広い層の方々との連携が必要だねといったような意見が出たところでございます。

また、建て替えにあたってといったところでは、どうしても一度その号棟がなくなってしまうので、そこの自治会というものはなくなってしまうといったところで、実際に建て替えが完了した後に、どれぐらいその部分で自治会活動が戻ってくるのかといったところに関しては、かなり未知数で不安があるといったようなお話があったところでございます。意見交換も時間をオーバーして皆様お話し合いをしていただきまして、総じていいインプットをする機会ができたのかなと感じているところでございます。

4の現状のまとめというところでございます。2年間、まちづくりの意見交換、機運醸成というところでやってきたところでございますが、懇談会ですとかその他の団体とお話し合いをする中で、やはり高齢化の問題、担い手不足といったものに関しては、なかなか特効薬がないといった話。それから、やはりどうしても八潮も各団体、様々な団体がそれぞれ活動している中なのですが、その団体がやはり高齢化・担い手不足という中で、それぞれ単独で動くのではなくて、各団体がもっと横で緊密に協力しながら一つの八潮地区の大きな塊、最近地区の中で流行っているのがアライアンスというフレーズなのですけれども、そういった大きな塊を作って、みんなで協力し合いながら八潮地区というものを伸ばしていこう、そういう塊の中で幅広い世代にどんどん地域への参画を呼びかけていこうといったような意見が多く出されたところでございます。

今年度の新しい取組としまして、先ほども少し触れましたが、八潮まつりの中では大学生のグループが声かけをして出店をしていただいたり、その方たちには運営のほうにも運営スタッフとしても携わっていただくといった、一つ今までになかった取組ができたのかなと思っているところでございます。

それから、懇談会の中では2年間ずっと言われ続けていることではあるのですが、団地の建て替えに関しては、事業主体が複数ある中でなかなか一斉に動き出すのは難しいのではないかな。何か一つ起爆剤を作っていかなければいけないのではないかな。公共施設の部分から手を出してほしいといったようなご意見もいただいたところでございます。

5の今後の展望でございます。そういったお声を受けまして、来年度につきましては、この八潮みらい懇談会、それからそういった会議体を進めるときにあたっては、大学生出身のグループの方にも今声かけをさせていただいております、20代・30代の方にも会議体に参画をいただいて、新しい角度からご意見を頂戴したいと思っているところでございます。今お声かけしている方は2グループあるのですけれども、すごく前向きに、そういう場があるのであれば参加したいということは言っているところでございます。

2年間お話し合いをしてきたところ、それから今年度、都市計画課のまちづくりガイドラインも出来上がりましたので、そういったものも踏まえまして、八潮のまちづくりのコンセプトを様々な側面から検討していくといったことを業者を入れながら進めてまいりたいと考えております。

その中で、皆様からのご意見で、コミュニティの場がなかなかない、様々な世代に関わる場が少ないといったようなご意見ございましたので、八潮地域センターですとか、あとはこみゅにていぷらざ八潮といったような区有施設の部分の中でコミュニティ拠点として、これまでの40年間で変わってきた地域ニーズに合致するような機能・役割が何か、在り方が何かといったところも検討を進めてまいりたいと考えてございます。

それに関わりましてこみゅにていぷらざ八潮でございますが、現状、文化観光課が所管をしている施設でございますが、来年度からはこの検討の一端を担うということもございまして、地域活動課で所管をさせていただきまして、コミュニティ拠点としての検討、それから管理運営に関しまして、八潮

まちづくり担当、それから八潮地域センターで行ってまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○えのした委員

防犯がテーマで、先ほどもまもるっち、これは子どもたちのほうでしたけれども、やはり我がこと化で関心が高いと感じております。八潮だけでなく地域の防犯パトロールに保護者が少なく課題となっている。これは多分、パパ・ママとも働いている方がいて、防犯パトロールはあまり日中はやらないとは思いますが、朝早かったり、夕方・夜になると、やはり家庭の事情でなかなかお手伝いしにくいのではないかというのは、地域の課題として実情を感じております。

その中で、「LINE不審者情報を共有して」と主な意見のところに書いてあるのですが、品川区のLINEの不審者情報というのは、ちょっと私は存じ上げなかったもので、これが品川区でやられているのか、それとも他区の事例なのか、それを教えていただきたい。

それと今後の展望として、来年度はまちづくりに参画を希望する20代・30代の方からも意見を伺いたいとありますが、これは先ほど大学生のグループが活動されているというお話でしたけれども、やはり20代・30代の方は現状少ないのかというのを教えてください。

○中西八潮まちづくり担当課長

まずLINEでございますが、これは八潮で取組を進めているものでございまして、八潮学園から不審者情報をお願いしまして、それを各自治会長ですとか防災協議会の方は区から防災タブレットが貸与されていますので、そちらのほうに情報を展開して、先ほど委員おっしゃったとおり、日中なかなか若い世代の方は働きに行かれてしまっているもので、日中いらっしゃるような会長たちのほうで少し意識をしてみたいということで、注意喚起をするというような形を取組として始めているといったものでございます。

それから、まちづくりに若者を、意見交換に若者をというのは、現状、PTAには入っていただいているのですが、この八潮みらい懇談会を始めた段階では、八潮の地域活動とかこういった区の会合に参加するような若者の方というのが、なかなか私も接点がなかったものですから、現状としてはかなり少なかったところです。ただ、今おまつりですとかイベントを通じて少しずつ関係性ができてきた方がいますので、そういった方にお声かけをしていこうといったところでございます。

○えのした委員

私もLINE不審者情報というのが八潮のみというのを初めて伺いましたけれども、たしか防災タブレットが八潮のほうは活用がかなり活発だというお話を以前伺ったことがありまして、そういったことの一環なのかなと思いつつも、また先ほどのまもるっちのお話に戻りますけれども、支援者登録みたいなものをまもるっちはしていると思うのですが、していない限りは不審者情報というのは地域の方に届かない。私自身はすみません、いろいろなものを登録しているので、どこからの情報が来ているかここで端的に言えないのですが、警視庁などからの不審者情報が来るようなところには登録はしているのです。ただ、こういった八潮の取組のように、やはり品川区のほかの地域でもこういったLINEからの情報というのは、品川区のLINEも早いですが、警視庁からの的確な間違いのない情報であれば、間違いがもしあったとしても不審ということであれば、そういった情報が地域の方に届くというシステムの取組をお考えいただければ、これは私の要望ですけれども、よろしくお願

します。

○あくつ委員

幾つか確認をさせてください。

八潮地区が1号棟から69号棟まで建物があると思うのですが、事業主体が様々であるということで、その建て替え前提の話となると非常になかなか難しいというのは本当に理解できる場所なのですが、まずこの八潮みらい懇談会、先ほどお話がありましたけれども、これは前にも説明があったかもしれませんが、全ての事業主体と一緒に参画をされているのか。URであるとかJ K K、東京都住宅供給公社、あとは分譲というところもありますので、分譲はそれぞれ個人が持っているもので別なのでしょうけれども、そういう方たちもこの中に参画をされているのかということが一つです。

それと、先ほど今回のテーマが防犯だということを伺ったのですが、地元の議員とも話をしている、何でこのように皆さん防犯に特化した意見が出ているのか、やはり何か事件が多いのかなどという話もしていたのです。先ほど声かけ事案があったということですが、それは最近治安上で何か課題があるなどということではないということなのではないでしょうか。これが2つ目です。

それと、その施設見学会で横浜市の野庭住宅を見たということで、私もここをちょっと調べたのですが、全体で6,000戸ほどあって、市営住宅と民間の分譲住宅が混在しているという八潮に比較的似たような状況であるというところで、市営住宅の建て替えが始まっているということでしたけれども、こちらのほうは高齢化とともに人口減少も進んでいるというような課題があると書いてありました。八潮というのは、高齢化が進んでいるのは分かるのですが、人口はどうなっているのか。私も知り合いがたくさん八潮にいますけれども、40年前に夢の島と、夢の島という何かあれですが、子育てをしたりするには、本当にすばらしい団地ということでしたけれども、例えばそのお子さんたちが、八潮に住んでいる方もいるし、多くの方はやはり八潮から出てしまっている方が多いというようなイメージもあります。実際そのところはどのようになっているのかというのが3つ目。

最後に、先ほど20代・30代の方々に声をかけて、八潮出身の大学生にも参加をというお話でしたが、その大学生の方たちは八潮に住んでいるということなのではないでしょうか。それとも、住んではいないけれども、ふるさととして何か参画をしているということなのか、4つお伺いいたします。

○中西八潮まちづくり担当課長

4点ご質問いただきました。

1つ目が、八潮みらい懇談会の参加者でございます。現状としては、まだURですとかJ K Kだとかには参加はしていただけていない状況です。今後進めていく中で、参加者として入っていただくかというふうに考えているところでございます。

それから、防犯をテーマにしたというところなのですが、特に何かすごく大きな事案があったというわけではないのですが、昨年度末前後に、八潮学園の児童・生徒に対して声かけ事案ですとか、そういったものが少し頻発した時期がありまして、まちの方に聞くと、もともとちょっと窃盗とかそういったものは、自転車とかオートバイを盗まれてしまう事案というのが多いようには聞いていたのですが、少し声かけ事案等が増えてきたのかなといった時期があったので、防犯といったところに皆さんの目がフォーカスしたといったところでございます。

それから、3点目が八潮の人口でございます。人口減少といったところで申し上げますと、八潮の人口が一番多かったときで1万7,000名程度の方がお住まいであったところから、現状として

は1万1,500名程度といったところになっておりますので、団地の入居が始まった当時から見れば、確かに人数としては減っているのかなと思います。ただここ数年、三、四年を見ますと、おおむね1万1,500名程度のところで推移しておりますので、ちょっと表現が適当かどうかわかりませんが、人口減少というのには一定歯止めがかかっているのか落ち着いているのかといったような状況かと思えます。

またお子様の関係でいきますと、いわゆる年少人口、14歳未満のお子さんはもう10年ぐらいは1,200人程度から変わらないような状況がありますので、お子様の数としては減ってはいない、比率的には逆に相対的に少し上がってきているのかなといったところはございます。ただ、その分生産年齢人口の人数がどうしても減ってきていて、高齢化率が少し上がってきているというのが現状だと思います。

それから、最後の大学生のお話、すみません、私の説明が曖昧で申し訳なかったのですが、今も八潮住宅に住んでいる学生で、今も住んでいるのでまちづくりを何とか一緒にやりたいといったことで、今回声をかけてくださったグループがあったといったところで、実際にはそのグループ自体の数人が八潮にまだ住んでいて、大学の仲間に声をかけてくれて出店をしてくれたといったのが実情でございます。

○あくつ委員

いろいろ分かりました。ありがとうございます。人口が最盛期と比べれば減ってきているのはある意味仕方がない、歯止めがかかっているということではありましたけれども、仕方がないのかなと思いません。

やはりその事業主体はこれからというお話だったと思いますけれども、やはり事業主体が入らないと、築40年ですから地場のマンション等を見ていると、40年程度ではあまり建て替えと言うと、程度と言ってはあれですけども、老朽化は進んできていろいろ不具合が出てきているとは思いますが、修繕の度合いによってもいろいろ違ってくるでしょうし、そういう意味でも事業主体も入っているいろいろその認識を共有しておいていただいたほうが、今後の流れがスムーズなのかなというところで質問させていただきました。

ごめんなさい、最後にもう一回だけ聞かせてください。今回、都市計画課が作ったまちづくりガイドライン、ここに関しても地元の議員とも話したのですが、所管がちょっと外れてしまうかもしれないですが、まちづくりという点で申し訳ないのですが、先ほどの事業主体の話とも関わるのですけれども、道路を管理しているところがURであったり、東京都であったり、品川区もあるのかな、地場とちょっと異なるところがあって、例えば何かこの街灯が暗いですよとか全体的に暗いのではないかというご意見をやはりいただくこともあって、そういったものがこのガイドラインの中に生かされて、今後何か話合いの中で、八潮のまちづくりをこれから進めていく上での、何かそういう明るさとかイメージみたいなものが話題になったのかどうか。また、ガイドラインの中でどう反映されているのか、それを最後に確認させてください。

○中西八潮まちづくり担当課長

都市計画課で策定しましたまちづくりガイドラインでございます。今、委員おっしゃったとおりで、私もよく地域センターであそこの街灯がというご質問をいただくと、現場に行ってどこの土地か確認して、そちらの事業主にご連絡をしてというようなやり方をしているのが現状でございます。

ガイドラインを見ると、ワークショップをやった中でも、やはり夜が暗い部分があるとか、そういったご意見は出されているという記載がございます。こちらのガイドライン自体は、今後まちづくりをし

ていく中での考え方といったところで都市計画課がまとめたところをございまして、具体的にこうしましょう、こういうふうに変えていきましょうといったところまでは行き着いていないという認識を私は持っていますので、私どものほうで来年度以降、このまちづくりのコンセプトを整理する中では、少しその部分に関してもフォーカスを当てていきたいとは思っているところをございます。

○藤原委員

防犯について伺いたいのですけれども、八潮地区における防犯カメラの設置はどうなっているのでしょうか。まず1点です。

それと、資料の1、八潮地区まちづくり事業についてのところなのですけれども、「人口の高齢化等により、地域ニーズが変化・多様化している」とあるではないですか。多様化していると。この高齢化が多様化というのに私は結びつかないのです。「高齢化等」のこの「等」の部分に、例えば外国の方が入っていると、そういう意味ならば多様化というのは分かるのですけれども、その説明をしていただきたいのです。

それと、八潮地区まちづくりという形でこうやって意見交換会とかをやったわけですよ。今、あくつ委員の質問を聞いて、私自身「えっ」と思ってしまったのは、八潮というあの地域のまちづくりをお話ししましょう、意見交換会をしましょうと言っているのに、この中にURとか、あとJKKとかが入っていないと。そうしたら、八潮のまちづくりではないではないですか。だって八潮というのはあそこ全部でしょう。だから何でお声かけをしなかったのか。これからしていくというお話もあったけれども、あの八潮の地域ということを考えれば、お声かけするべきでしょうと私は思うのです。

逆に基本は都営住宅だとかがあつて、区営住宅はないわけじゃないですか。だから、例えば建て直す云々というのは東京都ですよ。基本的には都営住宅だから。加えて、個人の所有の建物もあるわけですよ。そういう意味においても多様化ではないけれども、そういう意味で一つのまちとして考えていかないといけないと思うのです。最初からURもJKKも入っていると思っていた地域だから、それで初めてまちづくりですよ。その方たちには声も何もかからないわけですよ。そうしたら、部分的なまちづくりになってしまうではないですか。何かおかしいなど。それでも、JKKでもURでも住んでいるのはみんな品川区民の方でしょう。八潮に住んでいる区民の方ではないですか。だからやはり全体を考えていかないといけないわけですよ。そういう点において「ん？」とってしまったので、その辺の明確な答弁をいただけますか。

○中西八潮まちづくり担当課長

まず、防犯カメラについてございます。防犯カメラに関しましては、各号棟で必要に応じておつけいただいております。ですので、すごくたくさんつけていらっしゃる自治会、管理組合の号棟もございますし、まだまだつけ切れていないような号棟もあるかなという認識はしてございます。そちらに関しましては、例えばURであればURのほうで住民の方と業者の方がお話をし合つて、つけていただくですとか、あとは自治会を通して区のほうに補助の申請をしていただくという形で、今年度も幾つかまたつけていたかなという認識でございます。

それから、多様化といったところをございます。ご指摘のとおり高齢化といったところ、それからおっしゃるとおり外国人が増えているというところ。それから今までですと、八潮団地ができた当時ですと、いわゆるファミリー世帯がメインにいらつした時代からすると、高齢者の方が増えて高齢者のニーズ、それからファミリー世帯の方のニーズ、小さいお子さんのニーズ、外国人のニーズといった意味で、様々なご要望というのが上がってきているといったところで、多様化というような表現を使わ

せていただいているところでございます。

それから、3点目の事業主体の方がいったところでございます。すみません、これに関しましては私どものほうでも、事業者の方を入れて進めていくというところは頭にはあったのですが、八潮まちづくり担当ができたタイミングでは、ちょうど都市計画課のガイドラインの策定がまだ動いている段階でございました。そういった中で都市計画課ともコンタクトを取りましていろいろお話をしたところ、なかなか事業主体のほうで、先ほどあくつ委員のほうからもお話がございましたが、40年というところで建て替えというお話にはなかなかすぐに踏み込めないといったようなご意見もございましたので、まずはその地域住民の方、それから福祉施設ですとか、そういった施設系の方々、なかなか今までフォーカスが当たっていなかった方々のところとご意見を集約をしまして、次のタイミングとして事業主体の方々にも入っていただいて、まちづくりを進めていきたいと。少し順番を追わせていただいたといったところでご理解いただければと思います。

○藤原委員

課長、建て替えのときの話に入れてないというだけで、八潮に住んでいる住民の方は八潮みらい懇談会には入っているということですね。それなら安心しました。よかったです。なぜなら八潮の住民ですからね。

○中西八潮まちづくり担当課長

自治会連合会の方々にメンバーで入っていただいておりますので、例えば都営住宅であれ、そのJ K Kの建物であれ、そこに自治会がございまして、そのメンバーが八潮みらい懇談会のほうには入っていただいております。地域住民の方に関しては入っていただいております。

○藤原委員

分かりました。よく分かって安心しました。それはそうですね。

それと防犯カメラなのですけれども、やはり今は町会や自治会で予算を組んでいただいて助成を出すという形になっているのですけれども、特に八潮は橋を渡って八潮に入りますよね。運河があつて。だからあの橋のところとか、私はいつも言っているのだけれども、防犯カメラの連続性というのは大事だと思うのです。その連続性というのは、もし犯罪が起きたときにどう逃走したかとかいう意味で。だからあの橋の辺りにも、これはもう区が主体となつてつけていくべきだと私は思っているのです。

だから、例えば公園などには町会だとかは関係なく、公園は公園で独自に防犯カメラをつけましたね。それと同じように、あの橋のところとか、そういう意味でやはり区がやっついていけない一つだと思つて。防犯カメラの犯罪の抑止力というのは私はすごくあると思つているのです。だからそこを、八潮という意味と、あとせつかくお隣に生活安全担当課長が座っているわけですから、やはりこれは防犯という意味でやっついていけないと思つています。

だから、そのURとかJ K Kとか都営住宅だとか、そういうところによつてカメラの個数が今は差があつて、少ないところもあるというお話があつたけれども、そういうところこそ区が助成をして、安心・安全というのを守つていけないと思つているのです。これは行政が予算をつけてやっついていく一つの施策だと私は思つているのです。だからその辺についてどう考えていくか、またこれから先、数が少ないところはどのようにしていくか。それと橋等の防犯カメラの連続性、その辺についてはどのように考えるか教えてください。

○河合生活安全担当課長

委員ご指摘のとおり、防犯カメラの連続性のところで、八潮団地に入るところに、現状は八潮はやはり号棟ごとの自治会が主体になって防犯カメラをつけてくださっているというところで、自治会連合会という地域全体でやっていただいたことに対して助成というのは、これまでのやはり事業のベースなのですけれども、まだちょっとその八潮地区で自治会連合会、その地域でというところではそういったことが難しい状況でありますので、その防犯カメラの設置に関しては警察と話をしながら、そういったところで区でできることとか、そういったところは研究してやっていくところなのかなとは思いますが。現時点の助成事業では、基本的な共助的な防犯のところ助成するということですので、ちょっと自治会連合会での設置は難しそうなのところもありますので、そういったところは今後、区としても研究していく必要があるかなというところはございます。

○西村委員長

ほかにご質疑等はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果について

○西村委員長

次に、(3)住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野戸籍住民課長

それでは、私から、住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価の実施結果についてご説明させていただきます。本件は去年の11月28日、本委員会、特定個人情報保護評価の実施についてご説明した結果になります。お手元の資料をご覧ください。

1の趣旨でございます。システム標準化による住民基本台帳事務システムの更改を令和7年1月に実施いたします。個人のプライバシー等の権利利益の保護措置を図ることを目的に、番号利用法の定める手続きとして、特定個人情報保護評価書の修正に関する区民意見公募、パブリックコメントおよび品川区個人情報保護審議会による第三者点検を実施しましたので、ご報告いたします。

2、区民意見公募、パブリックコメントの実施結果です。実施期間は令和5年12月1日から令和5年12月21日までです。実施結果としまして、意見・質問の件数は3件ございました。

(3)意見の概要で、いただいた意見ですけれども、別紙1にまとめておりますのでご覧ください。

では1つ目です。評価書の内容と量についてです。ご意見としまして、評価書の内容と量が多く、きめ細かく区政のデジタル化に取り組んでいると思った。評価書はたいへんよくまとめられており、21日間では見切れない印象だったというご意見をいただきました。区の考え方としましては、区民意見公募手続実施に関する要項により、パブリックコメントの期間は14日以上30日以内で、最大30日間の期間を設けることは可能だったのですけれども、システム標準化の対応で時間的に制約があったため、期間を短縮して実施しました。今後ですけれども、30日間で実施できるように努めてまいりますと回答する予定でございます。

それから2つ目ですけれども、事務の内容の図説について、お手元の資料をご覧ください。これは評価書の中にある図説になります。こちらの評価書の下のほうに「個人番号を含む」「個人番号を含まな

い」というような矢印があるのですけれども、このページ以降、この規則性に沿っていないというところのご指摘を受けまして、「個人番号を含む」「個人番号を含まない」というものをちょっと修正して対応する予定であります。

それでは、また別紙1にお戻りください。

3つ目、マイナンバーカードの紐づけの誤りについてです。マイナンバーカードに誤った個人情報が紐づけられたという問題が報道されていたが、品川区でもこのような状況があったのかというご質問をいただきまして、品川区においては紐付けで誤った事例は発生しておりませんと回答する予定です。

次に、3の第三者点検の実施結果についてです。

(1)実施日は令和6年1月15日曜日です。

(2)点検実施機関は、品川区個人情報保護審議会（専門部会）になります。

(3)意見の概要です。審議会の意見の概要ですけれども、こちらは別紙2にまとめておりますので、お手数ですがご覧ください。第三者点検の実施結果は、3点のご意見とご質問をいただきました。

1つ目は、印鑑登録事務を住民基本台帳事務の個人情報保護評価で取り扱うことについてです。印鑑登録事務は住民基本台帳法に定める事務ではないが、個人情報保護評価において取り扱うことの是非について説明されたいとご質問をいただきました。これに対しまして、品川区ではマイナンバーカードと印鑑登録証を兼用化できるようにしているため、印鑑登録機能を記載しておりますと回答しております。

2つ目、消除された住民票データの取り扱いの評価書への記載についてです。住基法の改正によりまして、転出や死亡などの理由で消除された住民票については、保存期間が5年から150年に延長されました。消除された住民票の保存件数が非常に多くなるので、消除された住民票については除票だけを管理するシステムへデータ移行をすることを評価書で明示的に記載されたいとご意見をいただきました。こちらに関しましては、住民基本台帳ファイルではなく、除票簿ファイルに記録する旨を回答いたしました。

それから、3つ目です。業務システムの専用パソコンのセキュリティについてです。専用端末のセキュリティはどのように担保されているのかというご質問をいただきまして、VDI、仮想デスクトップを採用し、端末にデータが残らないような設定をしていること。また、インシデント発生時には、すべての端末の操作ログや各システムログを常時保管されているので、迅速な対応が可能であると回答いたしました。

以上が第三者点検でただ今ご報告したご意見とご質問をいただき、評価書の修正案についてご確認をいただいた次第です。

最後に、4の今後のスケジュールについてです。3月上旬に個人情報保護委員会へ評価書を提出しまして、評価書の公表は広報紙・ホームページ・戸籍住民課の窓口で行います。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○あくつ委員

第三者点検のところで、この品川区個人情報保護審議会には、構成員の方が3名いらっしゃって、私も調べたら弁護士の方で、これは公表されているのでしょうか。言ってしまっているのでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

大丈夫です。

○あくつ委員

弁護士の方であるとか、東京都ご出身の方とか、情報システムの専門家だということで、別紙2の最初のところの、第三者点検のご意見のところなのですが、これは多分問いとしては、印鑑登録事務というのは住民基本台帳法に定められた事務ではないですと。それにもかかわらず、これに関する内容を今回のこの評価で取り扱うことの是非ということ、どうなのでしょうかと聞かれていることに対して、この回答は、その是非々々については述べていないのですけれども、その読み取れるところを見ると、住民基本台帳事務に関わるということを行っているのだと思うのですが、もう少し説明していただいてもよろしいでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

委員のご指摘のとおり、印鑑登録事務自体は各自治体での事務になります。その中で、今回のこのいわゆる特定個人情報保護評価なのですけれども、これは住民基本台帳法に基づいてやっているものなのだけれども、なぜ印鑑登録がこの評価書に記載されているのかというようなご質問でした。

これに関しましては、本区では印鑑登録証自体と印鑑登録のカードとマイナンバーカードを一体化できる仕様でやっておりますので、それで印鑑のそういったシステムを記載させていただいたという次第です。

○あくつ委員

おっしゃったようなことは、例えばコンビニ等でマイナンバーカードで印鑑証明が取れるというのは印鑑登録証としての機能があるからということで、その印鑑登録証の機能というのは住民基本台帳事務に関わるそのデータを使っているから、評価をしていただいて結構なのですよということでよかったですでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

委員のご認識のとおりです。

○西村委員長

ほかにご質疑はよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そこでご相談なのですが、正午を過ぎております。このまま進めるかどうかなのですが、あと報告事項2件、その他がありますが、もしかしたら午後1時くらいまでかかるかもしれません。いかがいたしましょうか。

[「どっちでもいい」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

皆様大丈夫ですか。では、このまま進めてもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○西村委員長

それでは、このまま進めさせていただきます。

(4) 臨海部広域斎場組合施設整備基本方針（案）について

○西村委員長

次に、(4)臨海部広域斎場組合施設整備基本方針（案）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉野戸籍住民課長

それでは私から、臨海斎場組合施設整備基本方針（案）についてご説明いたします。こちらは令和6年2月7日、令和6年第1回臨海部広域斎場組合議会定例会と懇談会が開催されました。この会で、臨海部広域斎場組合から、斎場の施設整備基本方針（案）が示されました。資料は基本方針（案）の冊子と、A3判で1枚にまとめた基本方針（案）の概要版になります。本日はこちらの概要版に沿って説明させていただきたいと思います。

では、はじめに、I、施設整備に関する基本的な考え方でございます。基本方針（案）は3ページから4ページの該当部分になります。

資料左上の1、将来火葬需要と必要火葬炉の基数をご覧ください。ここでは将来火葬需要と必要な火葬炉の基数について、試算結果を示しております。組織区の5区における死亡者数のピークは2060年代となり、そのとき必要とされる火葬炉数は17基から20基とされております。現在臨海斎場の火葬炉の回転数は、1炉1日当たり3.5回転です。同じ回数で試算しますと、最低17基必要になります。しかし、災害時やコロナのような感染症が発生した際は火葬需要が高まることを見込まれるため、10基増設とし、合計20基としたい旨の説明がありました。

次に、資料右側の2、増設施設の整備をご覧ください。こちらは基本方針（案）の5ページから8ページになります。

施設整備にあたっては、将来の火葬需要に対応できるよう、必要な諸室及び規模の施設とすることなど、(1)から(5)まで整備方針が掲げられております。また、平成30年度の基本方針からの変更点については、(5)の表のとおりになります。1の火葬炉については、6基増設だったところを10基とする。3の式場等については、平成30年度時点では3室増室を案としていましたが、将来の火葬需要を見越して火葬炉を優先させる必要があるため、新たな施設の式場の増設は行わず、その代わり既存施設の式場として利用できる部屋を8室増設いたします。以下、保冷库等の増設は記載のとおりです。

次に資料の左側の3、既存施設の活用（式場の増設）についてです。こちら、基本方針（案）の9ページから12ページになります。

現在の式場の利用状況についてですけれども、(1)に記載のとおり、通夜や参列者の人数は減少傾向にあり、1日葬や家族葬が多くなっております。しかし、式場ニーズは依然として高く、1週間から10日待ちの状態となっております。式場待ちの解消を図るため、(2)のとおり、既存施設の火葬待合室を有効活用し、令和8年度から式場として利用できるようにすると説明がありました。

待合室は2階にありまして、棺を上り下りさせるエレベーターがないことから、(3)のとおり、棺の入るエレベーターの設置と火葬待合室の改修を行う旨の説明がありました。

(4)増設する式場の施設について、オレンジ色の表をご覧ください。現在4室が斎場1階にありますが、エレベーター設置後は2階の火葬待合室を活用し、令和8年度には8室の式場になります。令和12年度の施設増築後は、12室の式場へ段階的に増やしていくと説明がありました。

次に、資料下段のIIの資金計画です。基本方針（案）では17ページから26ページになります。

1の施設整備に係る概算費用および財源についてです。増築に係る概算費用は表の上段、青色の(1)増築施設の整備に記載されております。概算費用は、平成30年度時点では30億円を見込んでおりましたが、昨今の建築費の高騰により、45億1,645万円と試算されております。①の都市計画決定

前に係る基本設計や仮想設計の経費は9,420万円。②の実実施設計、設計施工監理は約1億7,600万円。この①と②の経費に関しましては、施設整備基金を活用すると説明がありました。

今お話ししました施設整備基金なのですけれども、お手数ですが、基本方針（案）の17ページをご覧ください。こちらのページの冒頭に、施設整備基金について記載しております。臨海部広域斎場組合では、増設に係る財源の確保のため、平成30年度に臨海部広域斎場組合の規約を改定し、施設整備基金を設置、組織区の負担金と歳計剰余金の積立を行いました。また、当基本方針（案）の24ページには、令和5年度末の基金の積立金の総額を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

お手数ですが、概要版の資料にお戻りください。③の建築工事費です。約42億4,625万円。この経費につきましては、都市計画交付金の対象事業となります。交付金の対象とはなるのですけれども、火葬事業のみが交付金の対象となります。本改修での火葬場事業部分は全体の90%になります。この90%は、都市計画交付金および財政調整交付金の対象となり、組織区に交付される予定です。

また、臨海部広域斎場組合から、交付金の支給よりも施工業者への工事費の支払いが先になるため、地方債を発行し、借入金を事業者へ支払う旨の説明がありました。地方債の元利償還金につきましては、組織後に交付される都市計画交付金および財政調整交付金を基に償還期限に応じて組織区が負担することになります。

次に、表の(2)式場増設に伴う改修ですが、棺を運ぶためのエレベーター改修などの経費として5,236万円を見込まれており、財源は主に施設整備基金になります。

次に、表の(3)既存施設の修繕・更新につきましては、築20年を超えて設備の更新が必要になることから、令和6年度以降、年平均1億6,850万円かかるものと見込まれております。この財源につきましては利用料収入のほか、大規模修繕時には施設整備基金も活用する予定でおります。

次に、資料下段の2、今後の検討事項をご覧ください。基本方針（案）では22ページ、それから26ページから27ページになります。

今後、増築計画を進めるにあたり、組織区負担額の案分方法や、地方債の発行にあたっては起債額、償還期限など組織区と協議・検討し、必要に応じて組合規約を改定する必要がある旨説明がありました。

最後にスケジュールですけれども、お手数ですが、基本方針（案）の14ページをご覧ください。前回8月17日の組合議会懇談会で、増築スケジュールの前倒しができないかのご意見をいただきましたが、関係部署と協議精査したところ、令和12年度早い時期には供用開始するところまでは見直しができたのですけれども、現時点では年度をまたいで早めることは難しいと説明がありました。しかし、課題となっていることが、施設の利用を待たされている要因が式場の予約待ちが原因となっていることから、式場待ちについては早期に解消を図っていくという説明がありました。

スケジュール表では赤字の部分で式場増設に係る部分となっております。表の上段1、施設運営（既存）の部分に記載のとおり、この後エレベーター改修に向けた設計が進められます。エレベーター発注から納品まで1年ほど要するため、式場の増設・貸出は令和8年度からになる予定です。

表の4、建築工事についてです。令和9年度末に施工業者の入札・選定を行い、令和10年度初旬に着工、令和12年度初旬に供用開始の予定となっております。

表の下段、9です。組織区議会・常任委員会の欄でございます。今回提案させていただいた施設整備基本方針（案）については、本日の委員会でご意見を賜りたいと考えております。

最後に、前後しますが、8の組合議会・懇談会の欄です。令和6年8月の組合議会定例会・懇談会で

改めて基本方針が示される予定です。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○藤原委員

そもそも論で分からないのですが、基本方針（案）の3ページ、臨海斎場において将来の火葬需要が最も高まる年が2060年から64年と書いてあるでしょう。ここがどうしても分からないのです。なぜ分からないかというと、人口動態のグラフを思い出してください。団塊の世代のところはこうなっていて、その人に団塊ジュニアがこうなっているというのが、今、日本の状況です。2060年といったら36年後ですよ。36年後といったら、日本の中で人口が一番いる団塊の世代は、いや、私は皆長生きしてもらいたいですよ、でも110歳です。もし違っているなら違っていると言ってください。今は、大体男性の方で亡くなる最多の年齢というのは88歳ぐらいです。たしか女性が九十三、四歳でした。そうすると、この臨海斎場の5区のところだけじゃなくて、日本全体で一番人が亡くなるところが、2040年から2045年だということを私自身は勉強していたと思うのです。

ですから逆に教えていただきたいです。何で将来の火葬需要が最も高まる年が2060年から2064年なのかというのは、だからこれはこういう訳でという根拠があるわけですね。こうやって数字を出してくるわけですから。ただ、今私が言った2040年から2045年ぐらいが一番亡くなる人数が多くなるというのは、ただ想像や妄想で言っているのではなくて、私が調べた資料の中では大体出ていて、私自身、大体団塊の世代のあの人口が一番膨れているところの方たちが亡くなるから、そういうふうに多死になっていくのだなという感覚があったのですけれども。改めて伺います。なぜ2060年から2064年が火葬が最も高まる年度なのかという根拠を教えてください。

○吉野戸籍住民課長

こちらの資料なのですけれども、3ページに人口ビジョン数値に基づいて推計した数になります。こちらに基づきまして、委員のご指摘のとおり、実際に増えるそういったところの見方もあるかもしれませんが、人口ビジョン数値に基づいた結果では、2060年になるというふうに結果が出ている次第です。

○藤原委員

人口ビジョンに出ているからしょうがないですよ。けれど、私が言いたいことは分かりますよね。だって、2025年から団塊の世代が全部後期高齢者になるのですと言っているわけですね。一番人口のウエートが大きいところが。けれど、人口ビジョンでそう出ているのですからね。

でも安心しました。私も100歳を越えられるなという思いを楽しみつつ、この質問はこれで終わります。

○あくつ委員

以前に陳情審査の際に、民間の斎場の金額が、公営のものと比べると高額になっているといった話があって、そのご説明の中にもありましたし、この組合議会の中でもこういった議論があって、各区からもその増設については早めてほしいということで、先ほどのご説明にもありましたけれども、少し繰り上がるけれども、大幅にというのはなかなか難しいということでした。

そうした中で、まずいわゆる式場の数を増やす。これによって、今待機しているところが多いから、それで対応するというのと、炉についても6基から10基に増やすということになっているのですけ

れども、基本方針（案）の3ページを見ると、今、最大で3.5回転で行った場合は17基と書いてありますが、その後、1日最大3.0回転で火葬業務を行う場合は、既存の火葬炉10基の他に10基の火葬炉が必要となるということで、もう10基必要だということが書いてあります。その後いろいろと感染症であるとか余裕を持った炉の配置というところを書いてあるのですけれども、これは炉については10基というところで、もうこれ以上は増やさないとということなのですか。プラス6基から10基だということ、余裕を持たせるということ、もう少し増やすというのはなかなか難しいのかなということなんです。

感染症対策として、では何を、これから先余裕を持たせるというのは分かったのですけれども、あの陳情審査のときには、民間のほうでは品川区内では難しいから、ほかの一つのところに集中させてご遺体をお送りしたというような説明もありましたけれども、余裕を持たせるということはなかなかできないのかなというのが素朴な疑問なのですけれども、その辺りを教えてください。

○吉野戸籍住民課長

今回の増設は、今の敷地の中の駐車場を使って増やしますので、これ以上増やす予定は今のところありませんが、あと10基、要は計20基になれば、先ほどご質問いただきましたが、この一番の死亡率が多いところは全て対応できるというような試算になっております。

○あくつ委員

もう一回確認なのですが、最初のところのまとめのところでは10基増設し、合計20基とするところなのですが、今回に関しては、これは20基になるということではよかったのでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

はい。

○あくつ委員

ではこれで余裕をもつということですか。分かりました。

まだそれまでには若干数年間あるのですけれども、この前おっしゃっていた、陳情審査のときにあったものについては、ここの待合室の増設で、それによって待機時間が短くなるということで、そういった理解でよろしかったでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

はい。委員のご認識のとおりで間違いありません。

○横山委員

幾つか伺っていくのですが、こちらの臨海部広域斎場組合施設整備基本方針（案）の4ページの、2番目の丸の「組織区の臨海斎場への持込率が増加した場合においては」のところなのですが、死亡者数がピークとなる2060年から64年の段階でのお話で大分先の話なのですが、こちらに1万8,408件を他斎場で対応すれば間に合う計算となるという記載があるのです。ほかの斎場のキャパシティは、計算上ではこれが対応すれば間に合う計算ということなのですが、実際そういった今後の長期的な計画の中でも、ここは対応できると現時点では考えてよろしいのかどうかというところ。ほかの斎場のキャパシティを今どのように考えていくのかというのはとても難しい部分かと思うのですが、現状どういう形でこのように記載されているのかを確認させてください。

あと、その下のところなのですが、故障時等に対応できるように予備炉を1基確保するとありますが、これは20基のうちの1基が予備炉ということで、普段は19基を稼働して、予備炉は何かあったときという形の運用になっていくという考え方でよろしいのかどうか、まずそこから教えてください。

ださい。

○吉野戸籍住民課長

計算上ですけれども、今時点でいきますと4対6で、臨海斎場に持ち込まれるのが死亡者数のうちの4割になります。その数がこの一万四千幾つという形になります。それ以外の6割に関しましては、今、他斎場のほうになっておりまして、コロナのときにそういったものを受け入れないというところで一時的に臨海斎場のほうは増えたのですけれども、今はそれがなくなったので、恐らくこちらに関しましては大丈夫だろうというところになります。あと、今、炉の回転数を3.5回転で計算しているのですけれども、非常時には4回転、5回転というような対応も可能であると聞いております。

それから2つ目のお伺いですが、20基のうち1基、これは運用予備炉として、19基で動かすという計算になります。

○横山委員

理解いたしました。ありがとうございました。その予備炉をしっかりとっておいていただき、長期的に運用していくという考え方はとても大事だと思いますので、その20基のうち1基は予備炉という考え方で対応できるのかどうか。すみません、私も専門知識がないので分からないのですけれども、その適正数というところの、考え方がもしありましたら教えてください。

また、大分長期になりますので、どういった回転率で炉を使っていくかということによっても、消耗の度合いですとかその辺りを今想定するのは難しい部分もあると思うのですけれども、現時点で1基持っていくという考え方を教えてください。

また、19ページなのですけれども、こちらちょっと私が勉強不足の部分があるのですが、斎場の耐用年数は40年間という形なのでしょうか。(2)の今後の見通しのところで、中長期修繕、LCC計画を作成したとあるのですけれども、こちらは2044年まで、次の20ページのところに計画が記載されているかと思うのですけれども、その辺りを確認させてください。

○吉野戸籍住民課長

予備炉1基なのですけれども、実は現在10基でやっているところも実は1基は予備炉としたいところではあるのですけれども、1日35件回しているところです。1基を予備炉として設けることによって、炉がいつも高温でメンテナンスがとても必要なものになりますので、やはり1基は残しておいて、順繰りに炉を休ませていくというような運用をしていくと聞いております。

それから、19ページの中長期修繕計画なのですけれども、こちらは令和2年度に一度作成されているのですけれども、令和5年度に新たに見直して作っております。ですので、現時点ではこの年度までになっておりますけれども、また修繕などを見極めて見直しをしていくと聞いております。

○えのした委員

先ほど藤原委員からもご指摘がありましたが、私も何で2060年なのだろうなというのを、内閣府の高齢化の状況を調べてきたときに、団塊の世代が75歳以上になるのが来年、令和7年に3,677万人に達して、約2.6人に1人が65歳以上に、約3.9人に1人が75歳以上になっていくということで、ただ先ほど私も計算をしてみると、藤原委員ご指摘の36年後というと私がちょうど88歳ということで、親の世代が団塊の世代で、その死亡年齢はその団塊ジュニアの世代にあたるのかなということであると、その未来へ向けて進んでいるのかなというのは理解しているのですけれども、その中で炉が現状、6基から10基に増設なのですけれども、保冷库が16庫が20庫ですよね。

地域でも炉の問題もあるのですけれども、やはり遺体を安置している場所も少ない。そして長期にな

るとなかなか予算的に経済がひっ迫しているというところもありまして、その6基のときが16庫というと、計算上ですけれども、大体1基に2.6庫必要なのかなというのが、4基増えて庫数が4庫だけというと、これは10基だと比率で言うと2.6庫ぐらいとなるのかなと、私の勝手な計算、数字上の問題なのです。これはどのように試算されて、4庫増えて20庫になったのかというのをお知らせ願えるでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

保冷库は今は24庫あるのですけれども、増築時には44庫に増やします。20庫増やすようなイメージになっています。今、こちらが先ほど式場がというところで、やはりお葬式ができずに長く使っているという方はやはり1週間いらっしやいまして、火葬をすぐに行う方とかも若干、すぐに使われる方もいらっしやいます。ですので、先ほどの式場を少し使えることになれば、この保冷库の数も利用する時間帯も短くなるのではないかと想定しています。

○えのした委員

ありがとうございます。確認が取れました。

○山本委員

6基増やすというところを、足元の見通しを踏まえて10基の増設にさせていただいたということで、前向きに柔軟に増やしていただいていると受け止めております。ほかの委員のご質疑もありましたので、理解が深まりました。

資金計画の増築施設整備のところを、都市計画交付金で火葬場部分の9割はやられるというところだと、その残りの10%のところはどういう見通しなのでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

そちらの10%は、施設整備基金から取り崩すような形になると思います。

○山本委員

では、この基金のほうから取り崩すということで、炉を当初計画よりも増やし、15億円増えるけれども、資金計画的にはもう見通しが立っていて問題ないというのが今の考えでいいのでしょうかというところの念のための確認です。

あと、設備更新のところを、ここは利用料収入を財源としているというところなのですけれども、これは長期にわたって利用料が今の水準でも、この設備更新が大規模修繕も含めてやっていけそうなのかどうか、そういうところも併せて教えてください。

○吉野戸籍住民課長

負担金とかがこの試算結果によって新たに発生しないというふうに、臨海部広域斎場組合から聞いております。

あと、この利用料収入なのですけれども、先ほど言った式場を開設しますので、その部分の利用料収入も今後は見込まれるだろうというところで、この利用料収入という記載になっております。

○山本委員

収入増を見込んでいるということなのですけれども、単価としては特に上がるとかそういうことではなく、引き続き同じような水準で使えるという前提でよろしいでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

今の待合室自体が、貸出が2万円となっております、そこを式場とした場合、面積案分でいきますと、今式場自体が5万6,000円なのですけれども、それよりも若干下がりますして3万5,000円ぐ

らいで想定しておりまして、それを合わせた額になりますので、今よりもアップするという試算にはなってございません。

○山本委員

そのような試算に基づいて、引き続き利用者の皆さんが使えるということで、安心しました。

○西村委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) しながわシティランの開催について

○西村委員長

次に、(5)しながわシティランの開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○三井スポーツ推進課長

それでは私から、しながわシティランの開催についてご説明いたします。

11月7日の委員会で検討状況をご報告いたしました。本日はその後に進捗があったものを中心に説明をさせていただきます。昨年の12月22日に、第2回しながわシティラン実行委員会を開催しまして、主に大会要項およびコースについての審議を行いました。実行委員会で決定した大会要項およびコースについては、資料の別紙1と別紙2でご説明いたします。

初めに、別紙1をご覧ください。こちらがしながわシティラン2025大会要項になりますが、以前にご報告した内容からの主な追加点として、まず一番下の14、申込開始時期を記載しております。こちらは令和6年9月からということで予定しております。

続きまして、裏面をご覧ください。15、申込方法です。こちら定員2,500名と多くの申込者を管理することを想定しておりまして、インターネット申込みを予定しております。インターネットが苦手な方については、窓口や電話でサポートをしていきたいと考えております。

続きまして18、収容関門、こちらは交通の影響を考慮して2か所を設定したところです。

19の参加資格ですが、「※1」以降に記載をしているのですが、障害のある方については伴走者を付けることができる旨などを記載したものになります。

そのほか、それ以降、表彰や参加賞、当日スケジュール等です。23以降は申込規約、個人情報についてなどいろいろ追加はしているところになりますが、最後の25、その他をご覧ください。今後細かな修正等も検討の中で出てくる可能性がございますので、「内容に変更があった場合は、本大会の募集を行う前までに、別途変更内容をお知らせします」というふうに記載をしているところです。

次に、コースについてですが、別紙2をご覧ください。おおむねは前回の委員会のときにご説明したものがメインになっているのですが、今回はより詳細なものを添付しております。大きな変更点といたしましては、先ほどご説明した収容関門2か所です。海岸通りの手前と京浜運河緑道公園口の出口付近に設置をしているところになります。

また、大井ふ頭中央海浜公園内を走るルート、こちらが東京都と交渉が終わりまして記載をしております。これで大井競馬場をゴールとして10kmというコースとなっております。また、裏面にスタート

とフィニッシュ地点の詳細図を載せておりますので、こちらは後ほどご確認くださいと思います。

1枚目にお戻りください。4の今後の主な予定になります。(1)機運醸成のための記念イベント・プレ大会ということで、①しながわシティラン1年前記念イベントでは、初心者向けのマラソン教室を3月10日に荏原平塚学園で実施いたします。詳細は別紙3のチラシを添付しておりますので、そちらで詳細をご確認いただければと思います。区民委員の皆様におかれましては、もしご興味のある方がいらっしゃいましたら、私までご連絡いただければと思います。

続きまして②、こちらはプレ大会になりますが、3月17日に品川区民マラソン大会を実施いたします。そちらの会場内ではしながわシティランの大会要項やコースなどのPR、または公式ロゴマークの公募結果の発表や表彰式の実施を予定しております。公式ロゴマークの表彰式については、現在スポーツ協会等と時間の調整をしている段階でございますが、委員の皆様もご都合がよろしければぜひお越しいただきたいと考えております。ご出席いただける場合は私までご連絡をいただければと思いますので、また正式な時間が決まりましたら、皆様に別途ご案内させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最後に、(2)第3回しながわシティラン実行委員会になりますが、こちら内容としては令和6年度の事業計画・収支予算、協賛要項等を審議する予定になっておりまして、開催時期は5月頃を予定しております。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○えのした委員

本当にいよいよ近づいてきたなと感じておりますが、4の今後の主な予定、機運醸成のための記念イベント・プレ大会の①です。しながわシティラン1年前記念イベントで初心者向けのマラソン教室。これは会場が荏原平塚学園ということで、私もPTA会長を務めていた時代に、やはり保護者の方からかけっこ教室の希望だったりニーズが多くて、毎回開催をさせていただいておりました。ただその当時はやはり予算的になかなか限られているものですから、「初めてでも楽しいマラソン教室」のように有名な講師の方をお呼びすることができなかつたので、今回とても楽しみにしております。

またその当時、まだ土のグラウンドでした。今は芝になっていますから、そちらのほうでも安全な開催、そしてまた雨天時には、その当時にもちようど体育館でも開催したのですけれども、体育館はやはり雨のときに滑ったりとかそういうこともあるので、安心・安全に開催できるように、こちらは要望とさせていただきます。

このマラソン教室以外にも、今後も何かかけっこ教室ですとか、そういったことを開催していくのかという予定をお聞かせいただければと思います。

○三井スポーツ推進課長

今後のかけっこ教室等なのですが、今年度についてはこれで以上なのですが、来年度については実行委員会の中で考えていくような形、まだちょっとそこまで考えられていないのが現状にはなりますが、今後の検討課題とさせていただきます。

○山本委員

しながわシティラン、スポーツを盛り上げるということは私もとても楽しみにしております。開催に向けて様々なイベント等で機運を醸成していただきたいと思います。

質問は、今回大会要項を示されたということなので固まってきたことで、定員と申込方法のところで一部確認させていただきたいです。高校生以上の方2,500人、それから小学生・中学生250人と未就学児およびその保護者で125ペア250人ということで、その定員に対しての申し込む方々の見通しはどのように考えていらっしゃるかということと、結構すぐにいっぱいになってしまうのだとすると困るなということも踏まえて、申込方法はインターネットで申込みなのですが、これは先着なのか抽選になるのかということなどをどのように考えているかということですね。特に小学生・中学生などは割と多く参加したいとなると、限られた定員になってしまうのかなと少し思っていて、お聞きする次第です。

○三井スポーツ推進課長

まず定員に対する申込者の見通しになるのですが、基本的にマラソン大会のほうが、なかなかほかのシティマラソンも下火になってきているところはあるのですが、第1回目ということで、そちらについては2,500名を超えるというような想定をしています。ただ、細かく何名までということまでは想定し切れていない状況で、ただ小学生・中学生やファミリーというのはやはり人気なので、こちらについても定員を超えることは想定をしています。例えばファミリーで言いますと、今年度区民マラソン大会、プレ大会を実施しますが、今回400名ほど申込みが来ておりますので、それ以上のものは来るかなと想定しております。

また、申込方法の先着・抽選なのですが、こちらについては今検討中になっておりまして、申込前までに。大体ほかの大会を見ると抽選とかそういうことが多いのかなと。ただ、区民の方優先にするのか、そういうところも踏まえて検討していきたいと考えております。

○山本委員

今まさに検討中ということと、あと、ファミリーのところは人気だということと理解いたしました。やはり、高校生以上の方のところでも品川区民の方が優先的に走れるようにご配慮、ご検討いただきたいということと、人数が多かったときにはやはり抽選のような平等になるような形での検討を要望いたします。

○あくつ委員

今回、大会要項も出たということで、私はあまり詳しくないのですが、19の参加資格のところには、10kmでは、①は公道を使用し、安全面から車いすでの参加は不可とすると。③についてはベビーカーでの参加も可とするとあるのですが、これは大体こういう自治体主催のシティランのときには、こういった形がスタンダードという言い方が正しいのかどうか分からないのですが、例えば、伴走者つきで車椅子の参加を認めますみたいなところもなくはなかったのですが、これはそういう形なのかということが1つ。

それとそのコースですけれども、これも内容質問等でもやったのですが、ご答弁ではこれからまた考えていくということだったので、前回粗々のコースが示されて、ただ10kmに満ちていないということでしたから、変更の余地もあるというところが、今回大井ふ頭中央海浜公園の中で周回するようなこういうコースで、10km調整をしたとさっきご説明あったと思うのですが、やはり今回スタートをして旧東海道を走って、南品川の品川警察署の新馬場の通りというか、南品川のところで右折をしている。そして東品川、天王洲のほうを通っていくというコースになっていて、これはこれで結構かと思うのですが、この最初の図が示されたときに北品川境界の方からは、なぜうちの地域は通らないのだというお声を結構いただいたのです。

それについて、この実行委員会には私どもの会派からも1人出ていますから、これを聞いてみてほしいとお話をしたのですが、地元の町会長等もその実行委員会に入っているのですけれども、特に意見がなかったということなので、そういう意見はまず実行委員会や課長の耳に入っていっちゃうのか。また、何かそれは今回はそういうことをしなかった、そういう旧東海道を一気通貫するようなコース、南品川から北品川まで通過するようなコースにしなかった理由とか、今後何かそういう検討の余地、警察の意見等も含めてお考えの余地があるのかどうか、その辺りを教えてください。

○三井スポーツ推進課長

まず、参加資格の点についてお話ししますと、車いすで参加不可というところは、多くの大会ではそういうところが多いかと思っております。ただ委員ご指摘のとおり、車いすの伴走可で車いすも参加できるようなレースも実際はございます。ただ、今回のコースで言うと、なかなかその安全面の配慮から難しいということで、車いすの参加は不可としている状況になります。

あとは③のベビーカーでの参加も可というところにつきましては、大体ほかのファミリーランなどを見ますとそういうケースがございます。私どもも港区に視察へ行っていきまして、港区でも実際にベビーカーで走られているというところも、走るというほどでもないのですけれども、そういうものでも参加が可というふうになっております。

続きまして、コースについての意見になりますが、実行委員会の中でコースの説明した際に、実際にそこに関わる町会長も出ていらっしゃいましたが、その話は私のところまでは来ていなかったのが現状ではあります。実際にコースを設計する上で警察との交渉をしていく中で、まず旧東海道を北上していった後に、どこだったら右に曲がって安全に天王洲のほうまで抜けられるかと言ったときには、今回のコースだったというところが一つあります。ずっと上っていくと山手通りにぶつかりますので、そちらを通るとというのが本来であればきれいなのかもしれないのですが、なかなかそこは交通規制の関係もあって山手通りは難しいという警察からの話もありましたので、今回こういったコースを設定をさせていただきました。

今後は、やはり警察との交渉の中で今何度も言われているのが、やはり安全・安心でまず第1回を迎えられなくてはいけないというところで、それが持続可能な大会になるかどうかという命運を左右するということを私たちは認識していますので、まず安心・安全な大会となるよう、このコースでやっていきたいと考えております。

○あくつ委員

前段の部分で、障害者の方も実行委員会には入っているのですでしたか。障害者の団体の方は入っているのですでしたか。その方から特に、いわゆる車いす参加の是非についてのご意見というのは特になかったのですか。特にこのことに関して要項を、これから先、そういったご意見が出るとか出ないとかということについて、出ているのか出していないのかということも含めて、最後に教えてください。

○三井スポーツ推進課長

現在、実行委員会の中にはそういった団体の方は入っておりません。実際に車いすの参加についての声というのを聞いていないようなのが現状です。ただ、今回のコースについて言いますと、なかなか安全の対策でいうとちょっと難しいのかなと考えております。

○あくつ委員

そういった特に身体障害のある方についての今回のこの要項については、しっかり説明をお願いしたいと思います。

○西村委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○西村委員長

最後に、予定表4、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所轄質問ですが、今定例会の一般質問中、区民委員会に係る項目について所管質問なされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。質問される委員がいらっしゃる場合は、明日この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかにも、その他で何かございますでしょうか。

○吉野戸籍住民課長

資料はありませんが、私から令和6年度区民斎場なぎさ会館の休館日にご報告させていただきます。

なぎさ会館ですけれども、現在利用率は30%程度前後と低い状況にあります。特に友引を利用される方が、利用件数の約3%前後になっております。本事業の効率的な運用を図るため、利用率が低い友引を休館とする運用を試行的に進めたいと考えております。

試行開始は令和6年4月1日から行い、休館となるのは友引前日の16時から翌日の友引全日、要するに1日になります。今ご説明しました友引前日の16時ですけれども、これはなぎさ会館の貸出時間が16時から翌日の15時までになっているものになります。

本件周知は3月21日号の広報しながわ、区ホームページ等で区民の方へ周知し、葬祭事業者へも事前に通知したいと考えております。

○西村委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○あくつ委員

先ほどの臨海部広域斎場組合施設整備基本方針（案）の9ページにまさにそのことが書いてあって、「一方、近隣の公営斎場の稼働率は高くない」と。葬儀後の火葬場への移動が負担となるため、臨海斎場の式場が選択されるためであるということがあったのですが、今、友引の日はそういった措置をするということでしたけれども、なぎさ会館の在り方というか使用について、何か今検討していることがあるのであれば、それについて教えていただければと思います。

○吉野戸籍住民課長

なぎさ会館自体のところは今ちょうど再開発なども入っているところがありますので、いろいろと今後検討していかなければいけないことはたくさんあるかなと思っております。

○西村委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

ほかにもその他でございますでしょうか。

○三井スポーツ推進課長

それでは私から、親子でジュニアスポーツフェスタの開催についてご案内いたします。お配りしているチラシをご覧ください。

こちらの目的ですが、基本的に新年度に向けて、子どもたちが新しいスポーツを見つけてスポーツに親しむきっかけとなるように開催するものになります。

会場は品川区立総合体育館で、3月31日曜日の10時から17時で行います。教室に関してはチラシに記載のとおりですが、事前申込制のものや当日の自由参加のものなどを用意しております。また、当日は各地域の少年少女スポーツ団体の紹介をするブース等を設置することも予定しております。

周知は3月1日からを予定しております。広報しながらホームページ、SNSの掲載と、こちらのチラシを各小学校等へ配布することを予定しております。

○西村委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほかにも、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、区民委員会を閉会いたします。

○午後0時56分閉会